

平成 29 年

第 2 回 飯館村議会定例会会議録

自 平成 29 年 3 月 3 日
至 平成 29 年 3 月 16 日

飯 館 村 議 会

平成29年第2回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期14日間)

| 日 次 | 月 日 | 曜 | 区 分 | 開議時刻 | 日 程 |
|------|-------|---|---------------|-------|---|
| 第1日 | 3. 3 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任 |
| 第2日 | 3. 4 | 土 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第3日 | 3. 5 | 日 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第4日 | 3. 6 | 月 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第5日 | 3. 7 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～3番） |
| 第6日 | 3. 8 | 水 | 休 会 | | |
| 第7日 | 3. 9 | 木 | 予算審査 特別委員会 | 午前9時 | 平成29年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（個別説明） |
| 第8日 | 3. 10 | 金 | 予算審査 特別委員会 | 午前10時 | 平成29年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括） |
| 第9日 | 3. 11 | 土 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第10日 | 3. 12 | 日 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第11日 | 3. 13 | 月 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第12日 | 3. 14 | 火 | 予算審査 特別委員会 | 午前10時 | 平成29年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括） |
| 第13日 | 3. 15 | 水 | 休 会 | | 議案調査 |
| 第14日 | 3. 16 | 木 | 本会議 | 午前10時 | 1. 会議録署名議員の指名 2. 予算審査特別委員会審査報告 3. 議案審議 閉 会 |

平成 29 年 3 月 3 日

平成 29 年 第 2 回 飯館村議会定例会会議録（第 1 号）

()

()

| 平成29年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|---|----------------|--------------------|----|----------------|----------|----|
| 招集年月日 | 平成29年3月3日（金曜日） | | | | | |
| 招集場所 | 飯舘村役場 | | | | | |
| 開閉会の日時及び宣言 | 開会 | 平成29年3月3日 午前10時00分 | | | | |
| | 閉議 | 平成29年3月3日 午前11時49分 | | | | |
| 応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 |
| 出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠 | 1 | 相良 弘 | ○ | 2 | 高野 孝一 | ○ |
| | 3 | 渡邊 計 | ○ | 4 | 菅野 新一 | ○ |
| | 5 | 北原 経 | ○ | 6 | 松下 義喜 | ○ |
| | 7 | 伊東 利 | ○ | 8 | | |
| | 9 | 飯樋 善二郎 | ○ | 10 | 大谷 友孝 | ○ |
| | | | | | | |
| 署名議員 | 2番 高野 孝一 | 3番 渡邊 計 | | | 4番 菅野 新一 | |
| 職務出席者 | 事務局長 齊藤 修一 | 書記 北原 美樹 | | | 書記 斎藤 博史 | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 |
| ○ 出席 | 村 長 | 菅野 典雄 | ○ | 副 村 長 | 門馬 伸市 | ○ |
| | 総務課長 | 愛澤 伸一 | ○ | 住民課長 | 細川 亨 | ○ |
| | 健康福祉課長 | 俎野 正行 | ○ | 復興対策課長 | 中川 喜昭 | ○ |
| | 建設課長 | 高橋 祐一 | ○ | 飯野支所長 | 高橋 正文 | ○ |
| | 会計管理者 | 石井 秀徳 | ○ | 教育長 | 中井田 榮 | ○ |
| | 教育課長 | 村山 宏行 | ○ | 生涯学習課長 | 藤井 一彦 | ○ |
| | 代表監査委員 | 佐藤 榮一 | ○ | 農業委員会会长 | 菅野 宗夫 | ○ |
| | 農業委員会局長 | 石井 秀徳 | ○ | 選挙管理委員会 委員長 | 高野 京子 | |
| | 選挙管理委員会 書記長 | 愛澤 伸一 | ○ | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成29年3月3日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任



会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件15件、その他案件4件の計31件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しました。

次に、2月28日に議会運営委員会が本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は3名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてでありますが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から12月並びに1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって2番 高野孝一君、3番 渡邊 計君、4番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月16日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの14日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君）　日程第3、村長提出の議案第6号から議案第36号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君）　本日ここに、平成29年第2回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、12月定例議会以降の村政の主な動きと平成29年度村政運営の所信を申し上げさせていただきます。

まず、12月定例議会以降の村政の主な動きであります。昨年の7月に役場機能のほとんどを本町に移してから8カ月が過ぎました。この間、交流センター「ふれ愛館」を初め、消防分署、商工会館のオープン、いいたてクリニックの再開、道の駅「までい館」の着工、さらには営農、農商業再開の活発な動き、学校等再開の整備計画策定など、村の復興は着実に進展をしているところでございます。

また、避難指示解除に向けた長期宿泊が昨年の7月から開始となり、2月28日現在172世帯384人が登録をし、6年ぶりとなるふるさとの生活を再開しているところであります。

なお、去る2月12日に長期宿泊者を対象とした住民懇談会を国と村の共催で開催をいたしました。出席者からは、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅サービスの再開とか、あるいは野焼きどうなるのとか、ごみの収集や買い物、高齢者世帯の緊急通報装置や、防犯カメラ設置への支援、街路灯の整備、ホットスポットの除染、フレコンバッグの早期処理などなど、生活に密着した意見や要望が多く出されましたので、これらの課題解決に向け、国や県など関連機関と連携して、これからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、村民ふれあい集会でございますが、1月15日、福島市のパルセいいざかで村民ふれあい集会を開催したところでございます。

この集会は、全村避難の翌年から開催をしていまして、今回で6回目ということになります。毎年多くの村民が一堂に会し、ふれあいと親睦、あるいは融和を図る一大イベントになっております。

当日は、およそ700名の村民が集まつていただいて、村の10大ニュース、あるいはタレントのコロッケさんによるものまねのショー、大抽選会などに会場いっぱいに大きな笑いが絶えず、また久しぶりの再会に村民同士のきずなが深まった楽しい一日となったところでございます。

なお、飯坂でのイベントは、今回限りとさせていただいて、次年度からは村内での開催を計画しているところでございます。

次に、自治会懇談会ですが、去る1月29日から2月22日まで15の自治会において、懇談会を開催させていただきました。

懇談会では、村民からいつまで仮設住宅や借り上げ住宅に入居ができるのかとか、村に戻ったら在宅介護は受けられるのか、ホットスポットの除染は、フレコンバッグの搬出期限はいつなのか、引っ越し費用補助の要件はどうなの、村内での買い物など多くの意

見・要望が出されたところでございます。

これらの意見、要望の中で、村独自で解決できるものについては、速やかに対応するよう各課に指示したところですが、それでないものは国や県など関係機関と協議をし、できるだけ早期実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、特別職報酬等審議会であります。

去る2月21日、議会議員の報酬、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償、消防団員の報酬の引き上げについて、同審議会へ諮問をしましたところ、諮問どおりの答申をいただいたところであります。

今回の報酬引き上げについては、長期にわたりそれぞれ見直しをしませんでしたので、他の自治体との格差が生じております。今回是正することとしたものであります。

なお、今議会に関連議案を提出しておりますので、ご審議の上、ご理解をお願いするものであります。

次に、役場飯野支所窓口業務の本庁移管時期です。

当面、避難指示解除後、1年間は継続していきたい、このように考えていたところであります。2カ所での窓口業務は専門職の人員体制がとれず、継続できなくなつたものであります。

ご承知のとおり、窓口業務は、戸籍事務など専門性の非常に高い業務であり、長く経験を積まないと事務処理ができない部署でございます。

もしも、手続に誤りがあったような場合は、訴訟問題などに発展することも十分ありますので、飯野支所での窓口業務についてはやむなくことしの4月1日から本庁のみで取り扱うことにしてまいりたいというふうに思っておりますし、そうしたい、しますので、何とぞご理解をお願いしたいというものです。

村民各位には、何かとご不便をかけることになりますから、村の広報紙及びお知らせ版、その他いろいろな形で丁寧に説明をし、周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課です。昨年の12月に実施しました飯館村住民意向調査であります。現在、国において取りまとめ中ですが、「村への帰還」を希望する方が33%、「帰還しない」が30%、「未定・無回答」が35%程度になると伺っているところであります。いずれも前回の調査とほぼ同様の状況であります。また1月8日には消防団の出初式を行わせていただいております。

次に、住民課関係ですが、初めに浄化槽設置整備事業ですが、今年度予定しました80基については、既に12月中旬に申請が完了しております。なお、そのうち新築家屋にかかる整備は44件でございます。

次に、不法投棄ごみの改修状況ですが、秋の一斉改修では、137トンの実績があり、夏に比べ17トンふえたところでございます。

税関係であります。

税の徴収実績ですが、8月から催告書の発送、10月から税の村外徴収を実施しており、

滞納繰越分における国民健康保険税の収納率が34.2%と上昇しました。また、広域農業開発のほうも収納率が77.8%と上昇したところでございます。

また、避難指示解除に向けて、新築家屋や増築家屋、リフォーム等が増加しております。1月31日現在では52世帯63棟の家屋評価を実施しているところであります。

次に、飯野支所です。

現在の村民の避難状況ですが、3月1日現在、県内自治体に避難されている方であります。福島市が3,625人、伊達市539人、川俣町に481人、相馬市に375人、南相馬市に389人などになっているところでございます。

また、村内に残る未避難者は11人で、いいたてホームには33人が現在入所しているところでございます。

避難指示解除後も相当数の村民が村外に残ることが想定されますので、今後も今以上に一人一人の身の振り方に寄り添って、生活支援業務を充実してまいりたいというふうに思っております。

次に、健康福祉課であります。

1月11日から放射線に由来する相談業務を開始しました。専門の相談員1名が社会福祉協議会の生活相談員とともに避難先を訪問して、村民の相談に答えております。

また、11月から1月まで放射線車座集会を、きこりを会場に9回実施をしておりまして、約50名が参加し、放射線に関する疑問に答えていただいているところであります。

次、22日に飯館村健康づくり推進協議会を開催しております。これは、第4次飯館村健康増進計画と、第2次飯館村食育推進計画がこの中で承認されたところでございます。

復興対策課ですが、農政関係は昨年度実施をいたしました中山間地域等直接支払交付金事業の協定農用地見直しに引き続き、今年度は多面的機能支払交付金事業の協定地の見直しを行っているところであります。

これにより協定農用地の面積は、見直し前が1,539ヘクタールぐらいだったものが、1,425ヘクタールぐらいとなったところでございます。

次に、村内27カ所で栽培したホウレンソウ、コマツナ、コカブ、ブロッコリー、キャベツの5品目について、県及び村のモニタリング検査を行った結果、全ての野菜で放射性物質は検出されませんでした。

次に、村内での営農再開状況ですが、現在花卉、畜産、水稻農家など10件に対し、原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆる4分の3事業及び村単独の5%上乗せ補助により、農業用機械等の導入を今図っているところであります。

次に、伊丹沢地区で9月から開始した繁殖肉用牛の飼養実証ですが、2月中旬に繁殖肉用牛の採血、生体の体内放射線量測定等を実施し、その結果について間もなく公表されるものと考えているところであります。

次に、村の鳥獣被害対策実施隊のことでございますが、現在までイノシシ456頭、サル16頭を駆除しているところでございます。

次に、除染関係です。

除染の同意をいただいた分については、宅地、農地、森林、道路等の面的除染が完了し

ました。農地の地力回復工事については、一部が繰り越しとなり、今年の秋ごろまで完了する予定でございます。除染の完了により、飯館村除染検証委員会を去る2月8日に立ち上げました。5月までには報告などをいただく予定でございます。

次に、片づけごみの回収ですが、国からは全域で避難した自治体の廃棄物処理については、特例によりまして平成29年度も引き続き回収するとの説明があったところでございます。

次に、蕨平仮設焼却炉ですが、先行5行政区及び地元の蕨平地区内に保管されているものから順に処理を進めているところであります。

小宮仮設焼却炉ですが、今月をもって終了し、29年度に解体、撤去する予定ということです。

商工労政関係ですが、東京電力の賠償による井戸掘削ですが、本年4月以降58件の補助申請があり、現在まで43件が完了しております。

次に、きこりですが、昨年3月にイオラなどの入浴施設の営業を再開していたところでございますが、今年1月末までに利用人数は4,878人がありました。

現在、レストランと宿泊者の食事の提供を除くきこりの全面再開に向けて、改良工事を行っておりまして、一部再オープンの時期、宿泊、入浴の料金などについて、今協議を進めているところでございます。

建設課関係であります。

昇口舗装の進みぐあいですが、平成27年度までに184件が実施済みです。本年度は200件のうち、完了が71件で、残り129件については、除染工事や家屋解体工事と重なり、未完成となっております。

次に、長泥、蕨平、比曽、前田・八和木、4行政区の飲料水安全確保対策交付金事業につきましては、要望件数が88件のうち、前年度までの神領が3件、今年度実施予定の65件のうち、40件が完了しました。残りの15件については、平成29年度に実施する予定となっているところであります。

大谷地団地災害公営住宅は、現在2期工事8戸の工事を実施しているところでありますが、繰越工事となる見込みでございます。6月末の完成を目指し、7月から入居開始を計画しているところであります。

飯櫃地区に整備をいたします桶地内住宅についても、今月末ごろまでに基本設計を完了したいというふうに思っております。

既存の住宅修繕について、今年度は42戸の修繕工事を3月末までに完了し、平成29年度から入居を開始したいと考えております。昨年度整備分を合わせ、50戸の整備が完了ということになります。

次に、環境省で実施しております家屋解体ですが、総数で1,302件、平成27年度までに95件が完了し、今年度の家屋解体予定件数は545件、進みぐあいですが完了が464件、実施中が81件ということで、進みぐあい85%ということになります。一部繰越工事になる見込みでございます。昨年の追加要望を加えますと、平成29年度以降は662件が残ることになります。

次に、除雪作業ですが、これまでに3回、1次、2次路線を実施したところであります。

次に、平成27年度の豪雨災について、村道6路線の復旧工事は、今年度中に工事を完了する予定ですが、一部縦越工事として実施したいと考えているところであります。

次に、教育関係であります。インフルエンザで小学校では3年生が1月18日から3日間、中学校では1年生が1月24日から3日間学年閉鎖という形になりました。

次に、2月2日に小学校6年生が議員となり、飯館村みらい議会を開催しました。子供たちの村を思う気持ちに深く感銘を受けたところでございます。

次に、絵を通して子供たちに支援をいただいている柳田邦男先生、並びにいせひでこ先生から絵本の寄贈がありました。この絵本は、小学校5年生と6年生全児童が授業で描いた絵をいせ先生が監修し、それぞれ学年ごとに1冊の本にまとめたものであります。

当日は、いせ先生から子供たち一人一人に絵本が手渡されるとともに、柳田先生、いせ先生に手づくりの感謝状が子供から贈られたところであります。

お二人は、震災直後から本村の小学校に継続して訪問いただき、絵本の読み聞かせや、絵を描くワークショップを通して子供たちの心のケアについて支援をいただいており、改めて感謝を申し上げるところであります。

生涯学習関係でありますが、冬休み中に松本市からの招待事業があり、15名が参加をして2泊3日で交流をやってきました。

さらに、1月に入って北塩原村から雪っ子体験事業というのをいただいて、22名の子供たちが参加をしてきましたところであります。

1月8日には、交流センターふれ愛館で、震災後村で初めての成人式を実施させていただきました。新成人70名中61名が出席をし、晴れて成人の仲間入りを果たしたところであります。

以上が12月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、平成29年度村政運営の重点施策について申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、村内での学校再開であります。

平成30年4月の村内での学校再開に向けて、学校施設の態様はもとより、本村ならではの教育を実践するための学校運営のあり方について準備、協議を今進めているところであります。

本年度はいよいよ施設の建設に着手をいたします。飯館中学校の校舎を改装し、中学校と3つの小学校を1カ所にまとめるとともに、敷地内に幼稚園と保育所を統合した認定こども園を新たに整備し、村独自の一環教育の拠点とするということでございます。

教育プログラムについては、笑いをきっかけとするコミュニケーション能力の向上、あるいはそういうところでの、また花まる学習塾との連携によりアクティブラーニングプログラム、これは前向きな意識づけという話のようでございますが、そういう導入など従来のただただ知識を覚える、話を聞くというところから、しっかり自分で考える、あるいは動く、そういう教育の転換を図り、新生飯館村を担う人材育成にやっていこうというものでございます。

隣接するスポーツ公園につきましては、全面改裝を行って、村民が使いやすい施設整備、あるいは村外の皆さん方もこれから合宿などで使ってもらうようにしてきたいと、このように考えているところであります。

さて、2つ目の重点であります、帰村を目指す村民の皆さんへの生活支援であります。

農業基盤の整備を進めながら、暗渠、用排水路などの整備に着手をする、そのほか村内での営農再開を目指す方法に対し、被災地域農業復興総合支援事業、いわゆる農業版の4分の3事業に村から陽はまた昇る基金による5%の上積み補助を行って、合計で80%の補助を行って、まさに生活支援をしていこうと、こういうことであります。

自分の楽しみとしての生きがい農業という方もかなりおられるんではないかということで、小規模なビニールハウスを建てたり、あるいは小さな管理機が欲しいというような要望に応えられるような新たな補助制度も設けているところでございます。

これらにあわせ、従来の営農再開支援事業、多目的機能支援交付金事業、中山間地域等直接支払事業、これなども全て含めてさまざまご要望に対処できるように、対応を整えているところであります。

商工関係では、農村楽園基金を利用した企業立地支援事業補助金により、村内企業における生産設備の強化を支援してまいりたいというふうに思っております。

また、陽はまた昇る基金により商業再開・開業支援補助金の制度を創設し、営農再開に向けた初期費用の支援を行っていきたいと思っています。

あいの沢につきましても、29年度中にあいの沢管理棟、民家園ふるさと、あいの浮橋などの改修を行って、村に訪れる方を迎える準備をしていきたいというふうに思っております。

新たな観光資源である大火山ツツジの森につきましても、散策路や案内看板を整備し、観光客の利便性の向上を図っていきたいというふうに思っております。

3点目は、深谷拠点の整備であります。

28年度に着工しました道の駅までい館は、いよいよ8月に開業を迎えます。復興飯館村のシンボルとして、また帰村した村民の生活を支える重要な商業施設として、村内外の多くの方々に愛され、親しまれる施設となるよう、各種サービス充実に図ってまいりたいというふうに思っております。

さらに、29年度はA-3エリアの造成、村営住宅と集会所の整備などを進め、村営住宅15棟と深谷地区全体で利用できる集会所、花卉栽培施設、多目的交流広場の整備なども行っていきたいというふうに思っております。

県道を挟んだ南側は、花畠として道の駅を訪れる方々の目を楽しませたいと考えているところであります。

4点目は、帰村される村民の不安を払拭するという項目でございます。

全村見守り隊、これの継続、防犯カメラの設置、防犯灯、街路灯の全面改修、ごみ収集体制の整備、在宅支援サービス事業所の確保、食品放射性物質測定機器の導入、放射線モニタリング事業の継続など、村内で生活していく上でのさまざまな不安に寄り添う施策を実施してまいりたいというふうに思っておりますし、また帰られる方の引っ越し費用とい

うことでのおかえりなさい補助金もつくりました。ということであります。

5点目は、村に戻ろうかと悩んでいる方への支援であります。

仮設住宅等の入居期限の延長について、引き続き国、県に要望してまいります。

また、放射線を含め村の復興状況について、お知らせをし、帰村に向けての不安解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

6点目の戻らない方への支援であります。

戻らない方の中には、村に対する思いを持っておられる方もたくさんいると考えておりますので、このような方にはできる限り寄り添い、村の情報提供はもとより、各種行事へのご案内などを継続し、村の外から応援してくれる方や、応援してくれる方をふやしていきたいと考えております。子供たちについても今までどおり沖縄までいの旅や未来への翼を継続してまいりたいというふうに思っております。

以上が、今年度の村政運営の主な所信でございますが、これから重点事業並びに財政運営方針について、後段に申し上げたいと思います。

まず、一般会計当初予算でありますが、212億3,500万円で、対前年比131.9%、金額にして120億7,700万円の増という大型予算になったところでございます。

これは、学校再開、スポーツ公園整備といった大規模事業が入ったことと、被災地域農業復興総合支援事業など、農業関連の事業がふえたことによるものでございます。

村としては、平成32年度までの国の復興創生期間中に、この震災復興特別交付税、あるいは有利な補助制度を最大限活用し、必要な公共施設や産業基盤の整備を進めてまいりたいと、このように考えているからであります。

いずれも、本村復興には欠かせない重要な施策であるというふうに思っておりますので、何とぞご理解をお願いするものであります。

次に、各課の主要施策についてご説明申し上げます。

総務課、復興拠点整備については、8月にオープンする道の駅の運営については、村も出費をしております株式会社までガーデンビレッジいいたてに指定管理者として指定を行うこととしております。

広報・広聴・情報提供でありますが、避難者向けの制度がいつまで継続するのかなど、不安があることだと思いますので、村としてもこれら制度に関する情報については、いち早くわかりやすく住民の皆さんに伝えて、不安を解消してまいりたいというふうに思っております。

住民懇談会の各種会合についても、機を捉えて適宜開催してまいりたいというふうに思っております。

広報につきましては、広報紙やお知らせ版の充実に努めるとともに、ホームページやタブレット端末等を活用し、広報活動に努めてまいります。また、懸案となっていましたタブレットの利用期限でありますが、6カ月以上利用されていないタブレットを除き、30年3月まで継続して利用することができるようになりました。

次に、行政区の活動支援でありますが、これは基本的に最も重要な組織というものは、行政区でありますから、行政区の復興が村の復興であり、行政区みずから行う復興事業に

対しては、村は支援を惜しまない覚悟でございます。

飯樋地区などでは、既に住民が主体となって復興への動きが始まっているところであります。

次に、住民課関係ですが、いわゆる村税ですが、税の減免措置については、国においては平成28年度と同様の措置が継続されるものと想定しているところであります。

村としては、国の動向を見ながら、村税の減免措置を講じてまいりたいと考えているところであります。

収納対策ですが、賠償金の収入がふえたこともあり、現在の滞納額は約700万円と前年同期から1,200万円ほど減っているところであります。これからも滞納解消に努めてまいりたいと考えているところであります。

固定資産税台帳の整備ですが、家屋解体や村内での住宅の建てかえ、改築なども進んでいることから、昨年度に引き続き職員が地域に出向いて現地確認を行いながら固定資産税台帳の整備を進めていきたいというふうに思っております。

村内の防犯対策ですが、防犯パトロール、昨年度から民間のパトロール業界に委託をして、実施をしているところであります。今年も大体同じ形なのかなというふうに思っております。

次に、ごみ処理ですが、処分を行うためにごみ収集カレンダーを新たにつくって、そのうちに皆さん方に協力をしていただくために、お配りをしたいというふうに思っています。なお、引き続き分別回収に協力をいただいたり、不法投棄の回収を実施し、環境美化に努めてまいりたいというふうに思っています。

避難生活支援対策であります。

村民向けの引っ越し補助金、おかえりなさい補助金を新設し、1世帯20万円を限度にお配りをさせていただいて、いわゆる村民帰還につなげてまいりたいというふうに思っております。

懸案となっている村内での葬儀所、葬祭場であります。の開設については、伊丹沢地区的工場施設を改修し、整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

飯野支所ですが、仮設住宅や公的宿舎などについて避難指示解除後も当面相当数の村民がそこに住み続けると思われますので、29年度も適切な管理運営をしてまいりたい。また、3月31日以降も避難を継続する村民に対しても、できるだけ早くそれぞれの将来設計が築けるように、引き続き生活支援業務を充実してまいりたいというふうに思っております。

一時帰宅者に対する支援ですが、いっとき帰宅バス、これも29年度継続をしていきます。あるいはほっと安心寄つトイレも引き続き運営していきたいというふうに思っております。

健康福祉課関係ですが、健康状態を把握するために訪問活動を強化していきたいということと、生活習慣病対策のために健康づくり事業、または在宅介護サービスを村内で受けられるよう事業所との調整を進めていきたいというふうに思っております。

村内での事業については、いいひでクリニックときこりを拠点とした健康づくり介護予防事業を開拓してまいります。

いいいたてクリニックのリハビリ室を活用したサロンというものを4月からちょっとおくれるかもしれません、開設し、高齢者を中心とする住民の居場所づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、第四次飯館村健康増進計画並びに第二次食育推進計画、これは食育環境づくり、こころ、学び、この4つの基本方針のもと、子供から高齢者までの全ての村民がいきいきと活躍し続けられるような健康づくりをこの計画によって推進してまいりたいというふうに思っております。

次に、復興対策課関係ですが、農政関係では4分の3の補助事業28件というものを進めていますし、国の被災者地域農業復興総合支援事業では7件、計35件について現在導入を進めているということです。

あわせて、4分の3補助事業に、陽はまた昇る基金で上乗せをさせてもらっているということです。生きがい農業支援のほうも陽はまた昇る基金により補助の実施をしているところです。

次に、林業関係ですが、森林山村多目的機能発揮対策事業のモデル事業に取り組んでいるところです。

さらに、森林環境交付金を活用して、大火山ツツジの森及び野手上山整備を行いたいというふうに思っております。

28年度から実施している居久根伐採の運搬集積についても、引き続き取り組む予定でございます。

除染関係ですが、少しでも早い時期に地権者への引き渡しができるよう、国と定期的に協議をしてまいりたいというふうに思っています。

非破壊式の食品検査機ですが、今回9台購入し、村民みずからが測定できるように、各公共施設等への配置を進めてまいりたいというふうに思っております。

帰村個人線量計貸与事業ですが、これも専門家による定期的な読み取り説明と、相談などを国と協議して、連携してやっているところであります。

それから、卓上の線量計、この購入補助も帰る住民に対しての費用補助ということで進めています。

次に、商工労政関係です。

きこりのオープンは、5月8日を予定しております。

村民の森あいの沢に管理棟や民家園、あいの浮橋などの施設の修繕工事を実施していくたい。

次に、企業、事業者の支援、いわゆる4分の3事業ですが、これは陽はまた昇るから5%の上積みということです。

次に、避難先での事業展開のために、国に建設していただいた仮設事業所ですが、本年4月以降、村内で事業再開を希望する方の仮設事業所については、村が事業主体となり解体工事を行うわけあります。なお、解体工事費については、解体後国からの支援をいただくことになっております。

その他企業立地支援事業、仮設店舗従業員確保事業などに取り組んでまいりたいという

ふうに思っております。

建設関係ですが、昇口舗装29年度70件を合わせて、約200件の工事を予定しております。

井戸掘削は、全体で88件の申請がありましたが、再度実施要望の確認を行って、29年度事業完了していきたいというふうに思っております。

桶地内住宅団地につきましては、基本設計を踏まえて29年度実施設計を行い、早期工事着手に努めてまいりたいというふうに思っております。

農林関係ですが、農道大森地区の事業再開を29年度に計画しているところであります。29年度で二枚橋須萱、関根松塚、深谷を先行モデル事業として、水路の土砂上げ、及び改修、暗渠排水工事、頭首工の更新などを実施する予定でございます。

その他の地区については、30年度から事業実施を行い、営農再開に向けての地盤づくりを進めてまいりたいというふうに思っています。

環境省の家屋解体工事ですが、約662件の工事が残っているということでありまして、その他道路関係につきましては、28年度と同様、路肩のり面の除染とか、パッキング、除雪などにより管理してまいりたいと思っております。

学校関係、幼稚園は158名の中24名、小学校は289名の中51名、中学校は193名のうちの64名、いわゆる640人いたのに対し、本年度29年度は139名ということで、21.7%でございます。若干移動はあるかもしれません、これからも。できるだけ多くの児童・生徒に村の学校に通っていただけるよう、魅力ある学校経営に努めてまいりたいというふうに思っています。

それから、幼稚園、小学校、中学校が連携した一貫教育により特色を生かした教育を進めたいと、こんなようなことているところでございます。1年間延長し、平成30年4月の開校ということになっております。29年度はこの学校改修について、教育委員会のみならず、村挙げて全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

学校運営協議会や関係機関とも協議を重ねて、新校舎で進める新しい教育プランについても29年度中に策定してまいりたいというふうに思っております。

土曜授業を組み入れた学力の向上、キャリア教育、ふるさと学習など多様な学びの充実について、引き続き取り組み、村の未来を担う子供たちの育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

生涯学習課は、全天候型の陸上競技場や人工芝の野球場、テニスコート、雨天や冬期間でも運動ができる屋内運動施設などの工事を進め、30年4月の完成を目指しているところであります。

なお、小学校6年生の沖縄までいの旅、中学生の未来への翼も引き続き実施する予定でございます。

子供たちには全国から支援をいただいた方への感謝の気持ちを持って参加してほしいと願っているところであります。

交流センターが完成し、来年にはスポーツ公園が完成する予定ですので、これらの施設を利用するというようなメンバーを募集したり、育成をしていきたいと、このように思つ

ております。

次に、財政運営であります。

平成29年度の一般会計当初予算は、国・県の有利な補助事業の財源確保に努め、村の負担をできる限り少なくしつつ、生活環境のインフラ整備、復興拠点整備、医療福祉、農業再開、雇用創出、教育環境の充実を図るためなど、さまざまな復興、帰村に対応する事業を計上しております、予算規模としては過去最高額になったところでございます。

これらを踏まえて、震災後6回目となる平成29年度当初予算は、限りのある財源の中で引き続き規律ある財政運営堅持を念頭に入れながら、将来的な人口減少を見据えつつ、帰村を円滑に進め、村民が復興できるようにするために、「着実な帰村を実現し、復興をより確かなものにする予算」というような考え方を持っていければというふうに思っています。

それでは、提出しました議案につきまして、概要のご説明をさせていただきます。

議案第6号は、平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）でございます。

これまでの予算に8億1,965万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算の総額を117億3,897万9,000円といたしました。

総務の管理費からは3億8,352万1,000円の減、社会福祉費からは5,434万7,000円の減、児童福祉費からは3,267万1,000円の減、ただ、衛生費の保健衛生費のみは1億4,842万3,000円の増でございます。それからは、農業費、これも1億8,369万5,000円の減、商工費からも4,925万8,000円の減、道路橋梁費から2,789万1,000円の減、住宅費から7,794万5,000円の減、教育総務費から6,936万8,000円の減などを計上させていただいたところであります。おおむね減額する整理予算ということでございます。繰越明許費の設定及び地方債に係る限度額の変更も行っているところでございます。

議案第7号から議案第11号までは、各特別会計の整理予算でございます。

それから、議案第12号は、平成29年度飯舘村一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を212億3,500万円といたしました。これは前年度に比べ120億7,700万円、率にして131.9%の大幅な増となり、当初予算の規模としては過去最大でございます。震災前の平成22年度当初予算総額41億4,510万ということでありましたから、それと比較しますと5倍強ということになります。さらに、歳出予算総額のうち、震災前にはなかった復旧・復興の対応に係る事業費が約177億円という、約でありますけれども、歳出総額予算の83%を占めていると、こういう状況が大型の予算になったという理由でございます。

まず、基本方針の「生命（いのち）をまもる」では、仮設住宅などの健康づくり事業に284万2,000円、総合健診事業に4,861万3,000円、内部被ばく検査事業に625万8,000円、放射線相談支援事業に2,393万3,000円、消防団のポンプ車整備に2,600万円であります。

2つ目の基本方針「子どもたちの未来をつくる」では、幼・小・中の仮設校舎整備7,558万8,000円、被災児童生徒等の就学支援に3,996万5,000円、スクールバス運営に1億5,018万7,000円、未来への翼に2,687万5,000円。ごめんなさい、未来への翼、沖縄のまでいの旅合わせてございます。子育て支援センターの運営費に1,193万2,000円、学校等再開整備事業に40億127万円、スポーツ公園整備に23億6,990万8,000円であります。

それから、基本方針の「人と人がつながる」というところでは、行政区の交付金や地域づくり事業に2,662万8,000円、自治会支援事業に1,700万、自治会役員、あるいは組織運営交付金に848万1,000円、新春村民のつどい700万円、タブレット、スマートフォンによる行政情報提供事業に4,754万7,000円、「きこり」運営に9,064万5,000円、帰村費用のおかえりなさい補助金が6,000万でございます。

次に、「原子力災害をのりこえる」ということで、昇口舗装6億1,414万4,000円、深谷拠点エリア整備に10億4,017万9,000円、飲料水安全確保に3億2,613万5,000円、村営住宅整備に1億6,488万7,000円、携帯電話のエリア整備に4,428万2,000円、農業基盤整備事業に10億97万8,000円、河川維持事業に1億3,000万円ということであります。

次に、基本方針⑤「までいブランドを再生する」ということでは、営農再開支援に4億8,433万円、被災地域農業復興総合支援事業に10億3,412万3,000円、事業所再開支援事業に3,000万円であります。

以上が復興計画の5つの基本方針に沿っての主な事業の説明でございます。

次に、歳入であります。

地方交付税は、43億5,990万3,000円で、前年度から93.8%の大幅増であります。学校再開、あるいは各種復興事業の財源として、震災復興特別交付税27億990万3,000円を充当しているところであります。

村債は1億6,970万円で、前年度に比べ6,000万円、率にして26.1%の減であります。

次に、自主財源は74億3,410万1,000円ということで、前年度に比べ46億9,097万5,000円、率にして171%の増であります。これは財政調整基金に加え、国・県支出金を一旦、あるいは積み立てて使用する期間環境整備交付金基金、あるいは避難地域復興拠点推進交付金基金、公共施設等の整備基金、あるいは陽はまた昇る基金、そういう基金からの繰入金が45億9,629万5,000円ということになっている、それが増の中身でございます。

議案第13号は、平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算です。

それぞれ歳入歳出12億2,649万1,000円とし、前年度に比べて1.2%の減です。

議案第14号は、飯館村簡易水道事業特別会計予算で、1億2,304万7,000円といたし、前年度に比べ26.0%の増であります。

15号は、平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算で、それぞれ3億7,859万7,000円といたして、前年度に比べ855.0%の増でございます。

16号は、平成29年度飯館村介護保険特別会計予算であります。

これは、サービス事業勘定に合わせた歳入歳出の予算の総額を10億987万8,000円といたしました。4.3%の減です。

議案第17号は、平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算です。

6,708万1,000円と総額をいたし、5.1%の増であります。

議案第18号は、いいたて村の道の駅までい館設置条例であります。

これは、深谷地区に福島県と共同で建設を進めている道の駅についての施設の管理基準等を定めるものでございます。

議案第19号は、飯館村教育委員会事務局の主導主事の給与に関する条例であります。

これは、4月より福島県教育庁職員1名を教育委員会事務局の指導主事として任用することとしたために、その給与等について必要な事項を定めるものでございます。

議案第20号は、飯館村いじめ防止等に関する条例でございます。

これは、国においていじめ防止対策推進法が制定されたために、その基本的な事項を定めるものであります。

議案第21号は、議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、去る2月21日に開催いたしました飯館村特別職報酬等審議会の答申を受けて、議會議員の報酬額を引き上げるものであります。

議案第22号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、非常勤特別職の報酬額を引き上げるとともに、活動を休止している特別職について、その職名を削除するものであります。

議案第23号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員法などが改正されたことによって、関連する条項及び別表を定めるものであります。

議案第24号は、飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、今度の3月31日をもって、居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示が解除されることによって、同地区における職員の特殊勤務手当を廃止するものであります。

議案第25号は、地方税の改正に伴うものでございます。

議案第26号は、飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例でございます。

これは、貸付対象者を村出身者に限定すること及び他の奨学金を受給している者に対しても、村の奨学金の貸付を行うことができるようにするものであります。

議案第27号は、飯館村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

これも法令の改正によって必要な改正を行うものであります。

議案第28号は、飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例でございます。

議案第29号は、飯館村地域資源活用総合交付施設設置条例の一部を改正する条例。

議案第30号は、飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例。

この3つの議案は、いずれもきこりの全館再オープンに伴い、休館日や開館時間、使用料金について改定を行うものであります。

議案第31号は、飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、消防団員の加入促進を図るため、団員の居住要件を緩和とともに、消防団員の定数を見直し、合わせて消防団員の報酬額を引き上げるものであります。

議案第32号は、飯館村農の大地活性化推進会議設置条例を廃止する条例であります。役割を終えたことによって、条例を廃止するものであります。

議案33号は、飯館村の道の駅までい館の指定管理者の指定についてでございます。

この指定管理者を株式会社までいガーデンビレッジにいたてに指定し、指定期間を29年

7月1日から、平成34年3月31日までとするものであります。

議案第34号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事請負契約の変更でございます。

これは、平成28年11月11日付で、大内わら工品株式会社と締結した工事について、追加工事が必要になりましたので、当初の工事請負額を408万7,800円増額する請負契約について変更を求める議決、変更についての議決を求めるものであります。

変更後の契約金額は、7,623万1,800円となります。

議案35号は、佐須辺地に係る総合整備計画の変更であります。

村道豊栄佐須線の局部改良工事について、除染の仮置き場の設置などにより、改修計画の見直しが必要になりますので、整備年度を1年おくらせて、平成30年度からとするものであります。

もう一つ、議案第36号は、岩部辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

これは、村道大火比曾線の拡幅改良工事について、国有林の除染が進んでいないものですから、整備計画を見直し、平成32年度着手として、現在の平成31年度までの5年計画から削除するものであります。

以上が提出議案の概要であります。それでは、どうぞよろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案議案の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時03分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開します。

（午前11時47分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（大谷友孝君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第12号「平成29年度飯館村一般会計予算」、議案第13号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「平成29年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第17号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6議案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 相良 弘君、2番 高野孝一君、3番 渡邊計君、4番 菅野新一君、5番 北原 経君、6番 松下義喜君、7番 伊東 利君、9番 飯樋善二郎君、以上8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時49分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月3日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷 友孝

同 会議録署名議員 高野 康一

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 岸野 新一

平成 29 年 3 月 7 日

平成 29 年第 2 回飯舘村議会定例会会議録（第 2 号）

○

○

| 平成29年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号） | | | | | | | |
|--|--------------------|--------------------|------------|-------|---------|----|--|
| 招集年月日 | 平成29年3月7日（火曜日） | | | | | | |
| 招集場所 | 飯館村役場 | | | | | | |
| 開閉会の日時及び宣告 | 開議 | 平成29年3月7日 午前10時00分 | | | | | |
| 閉議 | 平成29年3月7日 午後 2時36分 | | | | | | |
| ○ 招議員及び出席議員並びに欠席議員 出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 X 不応招△○ 公欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | |
| 1 | 相良 弘 | ○ | 2 | 高野 孝一 | ○ | | |
| 3 | 渡邊 計 | ○ | 4 | 菅野 新一 | ○ | | |
| 5 | 北原 経 | ○ | 6 | 松下 義喜 | ○ | | |
| 7 | 伊東 利 | ○ | 8 | | | | |
| 9 | 飯樋 善二郎 | ○ | 10 | 大谷 友孝 | ○ | | |
| | | | | | | | |
| 署名議員 | 5番 北原 計 | 6番 松下 義喜 | | | 7番 伊東 利 | | |
| 職務出席者 | 事務局長 齊藤修一 | 書記 北原美樹 | | | 書記 宮崎義之 | | |
| ○ 地方自治法第121条の規定により認められた者の氏名 出席 | 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 | |
| 村長 | 菅野典雄 | ○ | 副村長 | 門馬伸市 | ○ | | |
| 総務課長 | 愛澤伸一 | ○ | 住民課長 | 細川亨 | ○ | | |
| 健康福祉課長 | 但野正行 | ○ | 復興対策課長 | 中川喜昭 | ○ | | |
| 建設課長 | 高橋祐一 | ○ | 飯野支所長 | 高橋正文 | ○ | | |
| 会計管理者 | 石井秀徳 | ○ | 教育長 | 中井田榮 | ○ | | |
| 教育課長 | 村山宏行 | ○ | 生涯学習課長 | 藤井一彦 | ○ | | |
| 代表監査委員 | 佐藤榮一 | ○ | 農業委員会会长 | 菅野宗夫 | ○ | | |
| 農業委員会局長 | 石井秀徳 | ○ | 選挙管理委員会委員長 | 高野京子 | | | |
| 選挙管理委員会書記長 | 愛澤伸一 | ○ | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 事件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | | |

平成29年3月7日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順 1~3番)
- 日程第 3 陳情第1号審査報告

(○)

(○)

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

3月3日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に飯樋善二郎委員、副委員長に高野孝一委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況ですが、3月3日に総務文教常任委員会が平成29年陳情第1号審査並びに所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、それぞれ委員会が開催されております。

次に、各常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 北原 経君、6番 松下義喜君、7番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

4番 菅野新一君の発言を許します。

4番（菅野新一君） おはようございます。

平成29年第2回3月定例議会に当たり、一般質問を行うものであります。

あの東日本大震災に伴う東京電力福島第一発電所の事故により、放射能災害がもととなり、私たちは村を離れ、全村避難を余儀なくされ、大変不自由な生活を強いられ、丸6年がたとうとしております。

この長い避難生活の中、将来の自立の方向性も見出せないまま、過ごしてきました。来月4月1日より避難解除となるわけですが、私たちは、多くの課題を抱えながらも帰村をしなければならないことになっております。そして、村の復興と再生、自分たちの将来に向かって、生活設計を考えなければなりません。全てにおいてマイナスからのスタートであります。多くの課題を一つ一つ解決しながら、事故前の飯舘村に戻れるよう、みんなで力を合わせ努力しなければならないと考えます。

それでは、私からの質問は2項目、7点ほどを質問させていただきます。

1番目といいたしまして、徹底した除染とそれにかかる課題についてであります。

1番として帰還困難区域である長泥行政区の今後の村としての取り組みを伺うものであります。村内唯一の国道399号線は、長泥行政区の中心を横断して双葉郡浪江町津島地区で国道114号線と交差しております。そのため、中間貯蔵施設である双葉町や大熊町には本村からは最短距離であり、村に大量にあるいつ片づくかわからない汚染土壌、フレコンバッグを少しでも早く片づけるために、周辺地区的道路除染を含め、399号線の整備などを含め、長泥行政区の復興と再生のため、村としての所見を伺うものであります。

また、2番目といたしまして、徹底した除染にかかる課題についてであります。本村は原子力災害の被災地であり、帰還に向けた農地及び住宅周辺の除染は進められてきました。しかし、飯舘村の面積の75%を占める林地は住宅周辺を除き、除染されていません。そのため、村の基幹産業である林業は帰村しても再開できない状況にあります。林業をなりわいとする多くの方々のため、森林再生と里山などを含め、村としての今後の取り組みを伺うものであります。

1の徹底した除染とそれにかかる課題についてであります。3番目といたしまして、河川、ため池、用排水路、その他の汚染土壌の堆積物の取り扱いと処分方法を伺うものであります。

大きな2つ目の課題といたしまして、避難解除後の営農再開と農地保全の課題についてであります。

1つ目として、原子力被災12市町村農業支援者事業は、4分の3の補助となっております。非常に力強い補助事業となっておりますが、その反面、制約もあり、なかなか利用しにくいと思われるところがあります。小規模経営農家でも利用できる面積や、他の規制などをなくして、誰にでも利用ができる方法はないのかを聞き、花卉栽培など販売容易であると思われる作物、他の作物は食料品になるそばとか、葉物野菜、根菜類など、今なお残る風評被害で販売目的で栽培したものが売れない場合は、栽培経費などの損失補填の村としての対応を伺うものであります。

2つ目といたしまして、避難解除の農地の保全の課題についてであります。本村農地は、除染により地力が非常に落ちてしまいました。営農を再開しても当分の間は、地力回復するまで肥培管理などに支援が必要と考えられるが、有機肥料、化学肥料などの支援の考えはあるのかを伺うものであります。

2つ目の3番目として、栽培作物に見合った大規模圃場の整備、または大型基盤整備、他産業への移行なども必要があるのではないかと考えるが、村としての所見を伺うものであります。

4番目といたしまして、農業活動に必要な初期生産資材等の導入であります。村内で営農を再開する支援事業で生きがい農業、なりわい農業に対する村単独事業であるが、今年度は補助率を上げる必要があると考えるが、村としての所見を伺うものであります。以上です。

村長（菅野典雄君） 4番菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の徹底した除染とそれにかかる課題についてのご質問でございますが、帰還困難区域の今後の村としての取り組みについてでございます。

○ 残念ながら、飯舘村には長泥が困難区域ということで残っているわけですが、現在今度の3月31日に居住制限区域と避難指示解除準備区域、この2地区の区域においては、避難指示解除がされることになりました。しかし、帰還困難区域である長泥については、現在避難解除の見込みが立っていないと、今後の村復興の大きな課題だというふうに認識をしているところであります。

○ ご質問の道路除染につきましてですが、多分今のところフレコンバッグを、399が幾ら近いといつても、今のところ通っていくという話はまだ国のはうからは聞いていないところでございますが、国のはうから聞いていますのは、長泥行政区内の国道399号線と、それから県道原町二本松線については、今年度、29年度に、4月からの29年度にインフラ整備として道路除染が実施されるとしますと、こういうことを聞いているところであります。

○ また、道路の拡幅の整備でございますが、これは所管であります県でありますので、県と協議をしてできるだけ工事ができるようにしたいと思いますが、いかんせん困難区域であるというところにいろいろな制約があつたりして、なかなか思うに進まないというところでありますが、改めて県のはうにしっかりと言っていきたいと思います。

○ これから困難区域の復興でありますが、先ごろ国の予算関連法案として、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設という、大変長ったらしい案が出されました。要約をしますと、この困難区域、市町村長がそれを解除するためには、特定復興再生拠点区域ということで、計画書を県に出し、県の了解の中で国に提出し、国、内閣総理大臣がそれを認めたという場合に、復興拠点については除染も、廃棄物の処理も家屋の解体もその他インフラ整備も一体としてやると、こういうことでございます。

○ ただし、長泥地区については、国が示す復興拠点区域とはなっていませんので、村としてはいち早く、ミニ復興拠点という考え方もあるのではないかと、こういうことで一応柔軟な対応という言葉を入れさせたところでございます。

○ ただ、長泥としては、全域他の2つの地域と同じように、除染などもやって、その他のこともやってもらわないと困るという話でありますので、国の考え方との食い違いがありますので、今後国、県、村、長泥地区の住民の4者で協議を重ねまして、ミニ拠点の整備なるものをやはり長泥地区の復興に向けて、計画に取り組んでいかなければならないなというふうに思っておりますが、まだ長泥の皆さん方との合意形成は得ていないと、ですから、これから精力的にやっていきたいというふうに思っております。

○ 2点目の森林再生と里山の今後の取り組みでございます。

○ 村では、平成27年7月14日に、林野庁を直接訪問しまして、林野庁長官に林業再開に向けて、里山再生事業をつくってくれと、あるいはいろいろなけだものがいっぱい出ていますから、その対策も含めて間伐の作業をやつたり、あるいは林業をやっている作業員の許容放射線の量の基準をやっぱり緩めていただかないと、なかなかできないよという話、あるいは木質バイオマス利用による焼却灰の処理もどうするんですか、などの要請を行つたところであります。平成27年7月でございますから、間もなく2年前ということであります。

○ そんなようなことで、次々村としては言っているところでありますが、なかなか思うに

任せないというところであります。去年28年の3月9日付で、復興庁、農林水産省、環境省の連名で福島の森林林業の再生に向けた総合的な取り組みということで、3者がやっと協議の場を設けて、それぞれ里山再生モデル事業ということに取り組みましょうと、ここまで進めてきたところであります。

村としては、この里山再生モデル事業について、28年の7月27日に福島復興局と林野庁と環境再生事務所などと、直接にいろいろ協議を重ねまして、1つには林内施業の再開・創出等を目的とした事業、2つ目として村民の生きがいづくり、手仕事づくりを目的とした事業、3つ目に木質バイオマスの活用を目的とした事業を、具体的な実施内容を含めて提案をしたところでございます。

その後、対象地区の選定や現場調査を含めまして、何回か協議を重ねた結果、12月になって林野庁、復興庁と農林水産省、環境省の連名で村民の森、あいの沢周辺87ヘクタールあたりを里山再生モデル事業をやると、こんなようなお話をいただいたところでございます。平成31年までに森林の除染、間伐等の森林整備各種線量測定を実施することを盛り込んだ里山再生モデル事業事業計画が公表されているということであります。

なお、村が当初要請した2番の村民の生きがいづくり、手仕事づくりを目的とした事業ということでは、里山再生モデル事業とはちょっと違う形の事業があるということで、村民による森林里山などの保全管理というができる森林山村多目的機能発揮対策交付金事業として、平成29年度にモデル的に取り組むこととなっております。

つまり、できるだけ我々が使い勝手のいい里山再生交付金みたいなことができないかという話をずっと言ってきた結果、その形に近いということでの保全管理などができる交付金事業というのがあるということで、今29年度にわずかではありますが、事業に取り組んで一般の住民の方、あるいは森林組合の事業などでこれをやっていける、こういうことになる予定でございます。

なお、木質バイオマスの件ですが、村内の木質バイオマス供給量に見合った施設規模の検討というものは完了しているんですが、29年度はバイオマス施設の設置場所とか、一番問題なのは、事業の採算制が合うのか、合わないのか、そして焼却灰をどういうふうに処理してくれるのかという大きな課題が目の前にありますので、なかなかそこをクリアしないと木質バイオマスには進めないと、こういうことかなというふうに思っています。いずれ29年度中に福島森林再生事業全体計画を策定し、できるだけ早い機会に間伐とか、除伐などの森林事業が再開できるように、一生懸命考えたり、要望していきたいとこのように思っているところであります。

他の質問は、村長並びに担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、1の徹底した除染とそれにかかる課題についての3点目の河川、ため池等の汚染土砂・堆積物の取り扱いと処分方法について、お答えいたします。

国による除染対象エリアである用排水路や道路除染の側溝から発生する除染除去土壤については、環境省で保管、管理し中間貯蔵施設に搬入することになっております。また、

ため池の低質土除去から発生した除去土壤については、農水省と環境省が協議をした結果、村が事業主体となって、国の福島再生加速化交付金事業で低質土除去事業を実施すれば、ため池からの搬出、保管場所までの運搬、その後の保管管理、中間貯蔵施設への搬出までを環境省で実施することになります。

なお、河川や大型水路等の堆積物については、環境省は除染以外から発生した除去土壤は取り扱わないとしており、環境省による対象処分にはなっておりません。したがいまして、これまで県、村が実施してきた河川等の堆積物の除去土壤は、現在クリアセンターの敷地に一時保管をしているところであります。

村としては、河川等の堆積物の処分について、これまで再三国による保管、管理等、中間貯蔵施設への搬入など、国の責任で処分するよう求めてまいりました。今後も国の処分で対応をするよう、さらに強く求めてまいりたいと考えております。

なお、一方では台風等による河川の氾濫等で災害が発生しやすい状況になっておりますので、河川等の堆積物除去を早急に進めるため、村内での堆積物などの除去土壤の一時保管場所選定を検討してまいりたいと考えております。

また、除去土壤の保管対応として、国からは1キログラム当たり8,000ベクレル未満は、原則として再利用で対応するよう指示がありますので、これらの対応についても、検討してまいります。

続きまして、ご質問の2の避難解除後の営農再開と農地保全の課題についての2点目、地力回復に対する支援について、お答えいたします。

現在、はぎ取り、客土が完了した農用地については、各地区で設立された農業復興組合が主体となって、福島県営農再開支援事業を活用した農地の保全・管理作業を実施しているところであります。

この事業は、10アール当たり3万5,000円を上限として、草刈りや耕耘、播種作業に係る人夫賃等などを支給できるほか、上限額内であれば、景観形成作物や緑肥作物の種を導入することができることになっており、二枚橋・須賀地区や八和木・前田地区、佐須地区でのヒマワリの播種や、関根・松塚地区でのキカラシの播種などに既に活用いただいているところであります。

また、客土は山砂などの場合は、期待できる地力はないことは明らかですが、はぎ取り深さ5センチよりも深いところのもとの土壌については、肥料成分の保持力が依然と高いことが、これまでの村内での各種の実証栽培等によりわかっており、15センチ程度深さまでの耕運作業を十分に行うことで、地力の6割から7割程度までは回復できるものと考えております。

なお、不足する地力については、福島県営農再開支援事業を活用して、麦などの緑肥作物を栽培することで補うことができるものと考えておりますが、村としては農家の方から栽培したい品目等の情報をいただければ、県などと協力して土壤分析をし、必要な肥培管理等についてご指導、ご支援をしていきたいと考えております。

次に、3点目の大規模圃場の整備等について、お答えいたします。

おただしの大規模圃場の整備や大規模基盤整備については、福島再生加速化交付金事業

のメニューである農業基盤整備促進事業を活用することで、水路や暗渠排水、堰などの農業用水利施設の改修、整備を含めて一体的に実施することが可能であり、平成28年12月補正予算により、二枚橋・須萱地区、関根・松塚地においてこの事業を活用しての農業基盤の再整備を開始しております。

なお、この事業を活用することで、例えば1ヘクタール程度の水田への区画の再整備も可能ですが、整備後の水田で作付を行っていくことが条件となるほか、地区内である程度まとまった面積規模で基盤整備を実施することが必要となりますので、まずは地権者や作業者により、地区における今後の農地の利活用を十分に検討いただくことが必要であると考えております。

また、農地を太陽光発電など他産業に移行で活用するには、農地法等の法令に基づく手続が必要となりますので、村や農業委員会にご相談を願います。私は以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の避難解除後の営農再開と農地保全の課題について、2—1と2—4についてお答えをいたします。

まず、2—1の原子力被災12市町村農業者支援事業の件であります。

この事業は、平成28年度の国の補正予算で成立した事業ですが、これまでの一般的な農政事業とは異なり、農家からの申請については、村を経由して県に進達をいたしますが、補助金は県が直接農家に交付することになっております。

村では、平成28年度の第1回申請の際に、村内9件の農家が営農再開に必要とするトラクターなどの農業機械の新規導入や、パイプハウスの修繕等を図るための事業計画を策定し、申請期限の1月13日までに県に提出をしたところであります。

その結果、2月13日付で9件全ての計画が承認をされましたので、現在村が見積合わせの代理執行を実施して、落札業者に対して、年度内の納品、施工完了の指示をしたところであります。

また、同時に「陽はまた昇る基金」による村単独の5%上乗せ補助の交付決定を行い、その額は9件の総事業費で5,825万3,268円に対して、村の上乗せ補助額の合計額は291万2,663円になっております。

なお、ご質問の事業活用上の制約や、利用のしにくさでありますが、県からは農地保全のみの目的では対象となりませんよと、あるいは導入する農業用機械の馬力等に応じた栽培等の面積要件でないとダメですよとか、いろいろ条件がついておりまして、一方では農業機械等の導入については、被災前と同等規模の農業用機械等の導入であれば、知事特任により、認められる場合もありますという回答を得ているところであります。

村としては、被災前に所有していた農業用機械の性能等を聞き取りしまして、事業計画に盛り込み、農業用機械等の導入が円滑に進むようにしていきたいと考えております。

また、栽培農産物の販売についてでありますが、現在村では栽培する農産物は全て高品質を目指すこと、また放射性物質検査を必ず受けること、さらには買いたい人、市場に売るこことを原則としてJA等と販路の確保について協議を進めているところであります。平成29年度については、販路があるものから栽培を再開することになるものと考えているところであります。

なお、風評被害での損失補填であります、今年1月から農林業の損害賠償の年間逸失利益の3倍相当額の賠償が開始されております。損失補填への対応は、難しいのではないかとこんなことで考えているところであります。村としては、栽培による損失が出ないように、作付指導や販路対策など、販路の確保など、県、JA等と連携しながら対応をしてまいりたいと考えております。

次に、営農再開支援事業について、お答えをいたします。

村では、販売を目的とした農業をなりわい農業とし、販売を伴わない農業を生きがい農業という区分けをしておりますが、なりわい農業に必要な施設や、機械等の導入については、被災地域農業復興総合支援事業や、原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3の補助事業と言われていますけれども、国・県の手厚い支援事業があります。一方で、初期生産資材等の導入や生きがい農業に対しては、直接的な支援事業はありません。したがって、村では「陽はまた昇る基金」を活用した村単独補助事業「農による生きがい再生支援事業」の創設にかかる予算を今議会に提出しているところであります。

この事業では、国・県等の補助の対象となっていない生産資材の購入、あるいは生きがい農業に必要な簡易のパイプハウス、あるいは小農機具というんですかね、耕運用の小さな農機具というふうになりますけれども、このような導入に要する経費を補助対象事業費の上限100万円に対して、補助率50%で支援することにしておりまして、補助額の上限は50万円ということになります。

なお、村としては、当初は生きがい農業として自家消費用の野菜等の栽培を始めた方であっても、よい農作物が多くできれば、その中で販売をしたり、あるいは他の方々におすそ分けといいますか、食べてもらいたいなどなりわい農業を目指す方もいるかというふうに考えておりますが、そういう場合はそちらのほうにシフトを変えてもいいのかなとこんなふうに思っております。

なりわいを目指す、生きがい農業からなりわいのほうに転向を目指す方にとっては、今申し上げました補助率の高い4分の3の事業のほうの活用できるようにということで誘導してまいりたいと考えております。

また、平成29年度に村内で作付を計画されている方については、自家用、譲渡用、販売用などの目的にかかわらず、生産物の販売、譲渡する際の必須条件である県の放射性物質モニタリング検査を受けていただくよう指導調整をしてまいりたいと思います。したがいまして、村内での農作物の作付を希望する方については、全て村まで届けていただくよう周知徹底してまいりたいと考えております。

なお、今回の村単補助事業の補助率を上げてはというご質問ですが、今回新規に取り組む事業ということで、生きがい農業であります。村としては事業費100万円上限の2分の1、50万円まで補助するという、言ってみれば高率の補助事業でありますので、補助率の引き上げは現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いするものであります。以上であります。

4番（菅野新一君） それでは、二、三再質問をお願いしたいと思います。

まず、村としては長泥行政区のミニ復興拠点とか、国ではこう言っています、ああ言つ

ていますというだけでは、その行政区の要望には少しも応えられないという方向では、ちょっとどうなのがかなと。国では除染特別措置法などが今年で終わると。これからも除染は終わったんですよというような関係なのか、それともまだまだ飯舘村全体としての除染の不安の解消は考えるのか、どういう期間で見るのかをお答え願います。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の国の計画のおただしかと思いますが、国の飯舘村、各自治体ごとに国の除染計画というのが平成24年に立てられておりますが、飯舘村の除染計画では、平成28年度まで終了するような計画になっておりますが、実態としては一部農地の地力回復工事が一部残ってきているということあります。

あと、除染の同意をいただいたところについてはそのような動きになっているところであります、まだ除染の同意をもらっていない方がいろんな事情がありまして、いただいているところもありますが、そういう方々については計画とは別に除染を進めるというのが今の国の考え方でございます。

それで、一応29年度以降の除染計画の部分であります、国としては何しろ除染が全て完了したという部分ではなくて、今後も空間線量の事後調査などをしながら、やはり比較的高い場所については、フォローアップ除染という名前でございますが、対応するという計画でいるところであります。以上であります。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきますが、基本的に今の質問は国の言いなりになっているのでは、村の代表としていかがなものかという話だろうと思います。全くわからないわけではございませんが、今回出たものは、復興拠点のみは全責任を持ってやりますと、こういうことなんです。ですから、全部同じようにほかの地区、2つの居住制限準備区域と同じようにはやりませんよと言っているわけですから、じゃあそれをやってくださいという話で、はい、わかりましたという話になるのであれば、私も頑張り、練るということでありますが、飯舘村だけの話ではなくて、避難させてしまったかなりの自治体の全体の問題としてということありますので、なかなかそうはいかないのではないか、ただそれでいいということではございませんので、その中でどういうふうないろいろ知恵を絞って、少しでも多く広く、あるいは充実した復興の拠点をつくるかというところに、意を用いることが大切ではないか、それが住民のための民のための実をとるということではないかと思っているわけでありまして、決して国の言いなりで私たちが長泥を見捨てるなんということでは全くございませんので、ご理解いただきたいと思います。

4番（菅野新一君） 再三でなんですが、長泥地区の行政区の方もどうしてもあそこに戻りたいという方が多くいると聞いていますので、そういう方の道路だけでも除染してもらって、家の近くに行きたいとか、何かミニ復興拠点みたいなものを計画してもらって、地区に帰りたいなという人が多くいるということを聞いていますので、再度その点は村として考えなくてはならないと思います。

質問を変えます。里山の除染ですが、再生可能エネルギー、バイオマス燃料などのあれはまだまだ採算的には無理、また焼却灰などの処理、処分方法が問題があるという答弁でありますが、そういう状況であってはやっぱり1歩も進まないと私は思うので、放射能汚染物を焼却しているわけないですから、燃やせないなんていう理由はないのかなと、

こう考えるのであります、その辺再度お聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） もう我々は森林に囲まれた村でありますから、これからどういうふうにそこをしっかりとやっていくかというところは、重要な課題だということで、何年も前から木質バイオマスというところの考え方を持って、調査をさせていただいてきたところでございます。その中で、1つは何と言いましても、採算が合うか合わないか、いわゆる放射能についてこういう事業が、ごめんなさい、原発事故がない中であれば、木質バイオマスというのは全く可能だろうというふうに思います。現実に、いいたて福祉会、特老のほうで村の木をチップ材にして、そして熱供給するというのを今やった、何年も前からやっているわけでありますから、そういう意味でなんですが、今現在に山が汚染されてしまったというようなところからしますと、まず一つは燃えた後の灰をどうするかというところが、まず国のはうが何年も前から言っているんですが、1歩もそこから出ていないというところであります。

○ それから、もう一つは、どうにしろ採算が合っていかないと、誰が事業主体になるのかというところがやっぱり問題になるということであります。その問題があるから、1つも進まないことであってはならないということありますので、いろいろな要望を出しながら、実験をしていくことも大切だろうというふうに思いますので、何か実験的に小規模なことをやりながら、こういう課題があるからそれはどうすればいいのかということができればいいなというふうに思っているところでありますと、これからこの国のはうがあちこちからこれから山の木なりなんなりをどうするかという課題が出てくると思いますから、そこでやっと国のはうもこれから考えててくれるんではないかというふうに思っています。村のはうはいち早く言ってきたことなものですから、たかだか飯館村の話かという印象を受けています。皆さんのがたが避難解除になってくると、次の山の問題というのが出てくるのではないかと思っていまして、その辺をこれから国なりなんなりとしっかりと交渉していきたいと、このように思っています。

○ 4番（菅野新一君） 採算と言っておりますが、この原発事故というものは国によって山が汚され、汚染され、そして木が使えないという、そういうことになったのであります。そのために、施設が例えればバイオマス発電所の施設とか、またはバイオマス熱利用の設備などを国が経費を出して、少しでも森林再生を目的とするならば、やはりそれは働きかけてこういうふうにやってもらいたいというのが、我々の望みなのかなと考えるので、もう一度。

村長（菅野典雄君） そのとおりです。国が事業主体でやるべきもの、あるいはやってもらわなければならぬものとこんなふうに思っていますが、今の段階ではなかなかそうはいっていないというところであります。ですから、これからも議会ともども国の責任でそれはやっぱりやってもらいたいという話はしていきたいというふうに思いますが、相手はやっぱり大変大きな組織ですので、そこをどう、我々の熱意で動かすかというところにかかるといふうに思っていますので、一体になってお力をおりして、これからも訴えていきたいと思います。

4番（菅野新一君） それでは、河川、ため池などはこれからどんどんこの除染の問題で、土

側溝、27年の夏以前にやった除染、大きな排水路、用水路、ほとんど除染などはやっていませんで、うちの地区は。そのために、これからそういう汚染土砂、あと夏になったら台風の時期には、大雨、豪雨、そのために川が氾濫して、第2次災害が起こる可能性が真野川上流でも非常に多くあります。そういう土砂、砂、砂利、河川の堆積物ですが、そういうのを今後クリアセンターに一時保管しますと言ってはいますけれども、それはやっぱり国、県、河川は県だなんて責任をどちらかに言っているみたいでそれとも、それは村全体としてはそれは村が汚染土壤を一時保管するなんていう生ぬるい考え方でなくて、やっぱり国の責任において処分してもらわなくてはならないと、こういうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の災害、原発事故によりまして、通常であれば道路の側溝等やらあとは河川での土砂等については、それぞれの管理者のもとで堆積物の除去などをできましたが、やはり原発事故の放射性物質の影響ということで、進まないという状況であります。これまで台風等で河川が氾濫して、水田等にも水が上がってきたという実態もありまして、現在まで昨年から県のほうで、新田川等で堆積物除去等をやっております。その際の課題が、上げた堆積物、土砂等をどこが処分するんだということで、県のほうも国のほうと協議をする中で、指定廃棄物という8,000ベクレル以上であれば、ある程度国が最終的な処分はするけれども、とりあえずどこかに保管してくださいという回答なんですね。

ですから、今中間貯蔵施設に運ぶというものは、あくまでも除染から発生した除去土壤を入れると、ただそれ以外のものについては環境省としては8,000ベクレル以上は指定廃棄物として最終的には中間貯蔵施設に入れますが、当面、県のほうからは村のほうで保管してくださいという依頼を受けているという状況でございます。そればかり、うんということで返事ばかりしていられませんので、再三再四にわたって国が管理をするようにというような話をしておりますが、いまだに進まない状況だということであります。ただ、一方では、そういう台風等での被害も出ているということで、村としてもやむを得ず一時保管をせざるを得ないのではないかという対応をしてきたということであります。

ここで問題が、8,000ベクレル以上の部分はそのような指定廃棄物としての扱いができる、ただ8,000ベクレル未満のものの対応については国のほうからは、それは農地還元などに使える濃度ですよというような再利用の対応を求められているという部分があります。ただ、村としてはわかりましたと言えない状況で、今それらの対応についても、検討をしているところであります。以上であります。

4番（菅野新一君） 質問を変えます。

避難の12市町村、農業者支援事業の4分の3の事業でありますが、もう少し今年は予算的にもう終わって、計画も終わって、使う人は使うということでありますけれども、来年も再来年もあるような事業かと思いますけれども、やはりもっと村の人口をふやすためにも、大きな制約がなくともっと緩やかな制約であったほうが、やる気のある人はどんどん村に戻って農業を再開できる、そういう支援事業でなくてはならないのかなと、私は考えるのであります、どのようにお考えですか。

副村長（門馬伸市君） 先ほどもお答えいたしましたように、経営の耕作面積であるとか、条件がいろいろあるんですね。というのは、例えば3反ぐらいしかない田んぼ、畑に100馬力のトラクター欲しいと言われても、これはどうだい無理な話であって、その経営面積に応じた補助事業でありますので、それを弾力的に運用はできますので、ただ基準は今私が申し上げたような基準でありますので、もし100馬力のトラクターが欲しいのであれば、そういう経営面積をふやして、見合った経営をされれば、対象になるということではありますので、誰でも大型トラクターを入れたり、大型機械を入れられるということではないですでの、ご理解をお願いしたいと思います。

4番（菅野新一君） あと2番目の栽培作物に見合った基盤整備事業の件なんですかとも、福島県再生加速化交付金農業基盤整備促進事業、これ田んぼなど畦畔をして、そばを、今現在田んぼであっても、そこにそばをまくとか、畑作にするんだという場合、畦畔をなくすような作物に合った圃場をつくる、そういうのに使われるような気はするんですけれども、どういう事業があれなのかなと思うんですけれども、うちのほう田んぼになっているんですけども、三反歩の田んぼがずっと並んでいるが、それを土手をなくして畦畔、傾斜はきますけれども、畦畔分は。その事業をするために、この福島県再生加速化交付金というのを使えるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 国の交付金事業でありますが、農業基盤整備促進事業、先ほど答弁しましたように、今営農再開をしようとしている方々について、暗渠の機能低下で水はけが悪くなっている、あと水路が、除染なりで土砂は上げましたけれども、勾配的なものがなくて、流れが悪いということで、なかなか作付に苦労するという話があって、今二枚橋・須萱、関根・松塚のほうではその暗渠の関係と水路の関係の事業に取り組むという形で進めております。除染が終わった後、かなり農家の方々から暗渠が壊れて水はけが悪いという苦情、要望等もいっぱいいただいておりましたので、その対応として今回この交付金という形で今進めているということです。

そのほか、ご質問でありました大規模圃場に返る、畦畔をとるという部分についてもどういう作物をつくって、この面積が必要なんだとか、そういう営農計画、ですから畦畔をとった今度営農計画をきちんと計画されていれば、そういう事業もできるかなというふうに思っております。作付けしないところ、ただ畦畔を壊して、保全管理をするという分ではなかなか厳しいのかなと思いますが、作付目的とした場合の対応はいろいろ検討できるかと思います。以上であります。

4番（菅野新一君） 質問を変えます。

最後の質問になりますけれども、村単独の補助事業で生きがい農業、50%の補助になっておりますけれども、1人でも村内の人口を、かなり人口が減るんじゃないかという心配がある中で、やはりもう少し今の飯舘村全体の鳥獣害の被害などから考えると、農業始まったとしても、本当に鳥獣害でほとんど全滅になる可能性は多くあると思うの。だから、電気木柵の補助も50%、あとなりわい農業、肥料買ってビニール買って、ハウスつくるという補助も50%、そのぐらいの補助率では農業始める人が非常に少ないのではないかと、小さい生きがい農業をやろうとしながら、それが心配で私はもっと補助率は上げるべ

きという質問を出したんですけれども。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の生きがい農業という部分については、出荷とか譲渡等を目的としないで、村に帰って土いじりをしたいなということで、その際にパイプハウスが欲しいとか、あとは小型の管理機が必要だなという方々に対して、補助をするという部分でございます。今、おただしの鳥獣害対策については、県の営業再開支援事業、こちらで対応できます。これは、なりわい農業もありますし、あと生きがい農業、自家消費の部分についても、該当するということになっておりますので、それぞれの地区が農業復興組合の中で、相談していただければと思います。木柵については、農業復興組合の村の全体の推進協議会という組織での事業主体という形になりますので、ご利用いただければというふうに思っております。以上であります。

村長（菅野典雄君） ちょっと誤解あると思いますので、ちょっと補足させていただきます。なりわい農業というのは、基本的に農業をしっかりやる、商業をしっかりやるというところです。生きがい農業というのは、それはなかなかできないけれども、飯館村で楽しく暮らしたいなど、こういう方のためのということあります。ですから、なりわいのほうはこれは大切なということで、村で5%、かなりの金額になります。これを補助させていただいて、75から80にということですが、生きがいのほうはあくまでもやっぱり村で楽しんでいただくという、ゆったりと村の生活を満喫していただくということですから、それに少なくとも2分の1とはいえ、50万円という大金を出すわけですから、それをもっともつとという話はやっぱり税金ですから、皆さん方からいただいた税金なり、国の税金でありますから、この金額50万円限度というだけでも私はかなり村としては住民の皆さん方に思いを込めた補助金、こういうふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 1番、相良 弘君の発言を許します。

1番（相良 弘君） 3月31日をもって、避難指示が解除されますが、避難指示解除に向けての準備等、また年度末とも重なり、大変お忙しいことと存じます。大変お疲れさまです。それでは、質問に入ります。

最初に、高齢者の福祉についてであります。

いいひたてホームの有効利用についてお尋ねします。

現在、いいひたてホームの入所者数は三十数名、待機入所者数は40名近くおります。そのうち、村内の希望者数は約半数にのぼります。受け入れ可能な床数は十分あるのに、受け入れられないのは、スタッフ不足にあります。いいひたてホームでもあらゆる手段で募集しておりますが、いろいろな事情でスタッフの応募がありません。帰村する高齢者がいいひたてホームに期待する声が多いと思いますが、村としてスタッフを増員する具体的な対策をお伺いいたします。

次に、飯館村社会福祉協議会の活動について、お伺いいたします。

避難指示解除に伴い、社協の拠点となるべき事務所も、飯野町から飯館村へと移転されました。活動範囲も従来と違い、飯館村を含めた広範囲になってきます。帰村される高齢者の村民にとって話し相手がいる、そのことによって孤独感がなくなるという心のケアが

大変重要なになってくると思います。活動範囲も当然巡回訪問を含めた活動計画の見直しが必要になってくると思いますが、村として職員の増員等、支援があればお伺いいたします。

次に、飯館村森林組合の木質バイオマス事業について、お伺いいたします。

現在、飯館村森林組合では、通常の業務である組合員のための森林再生事業はなかなか難しくなっております。森林組合では、将来のエネルギー事情を考え、また森林組合の生き残りをかけ、木質バイオマス事業を実施すべく、調査研究を進めているようでございます。

この事業が軌道に乗れば、帰村する村民の雇用の場が生まれることから、村として支援する考えはあるのか、またあるとすればどのような支援策を考えているのか、お伺いいたします。お願ひいたします。

村長（菅野典雄君） 1番相良 弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の福祉の中のいいたてホームの有効利用というところに、お答えをさせていただきたいと思います。

ご質問の中にありましたように、いいたて福祉会が経営母体でありますいいたてホームでありますが、平成29年2月、つまり2月末現在で入所者は34名でございます。待機者は幾らかというと40名で、村民はそのうちの26人になっているというところでございまして、職員数は46人で、うち介護職員は29名ということでございます。

ご指摘のように、以前は100人ほど以上入っておられた入居者が、現在は三十数名ということでありまして、その最たる要因は介護職員がこの避難中にほとんどやめていかれて、職員がいないということでベッド数はあるが、入所できないという状況が続いているということです。

その都度、その都度募集はお知らせ版なりなんなりでできているところですが、なかなか手が挙がってこないということです。今までにも手が挙がってきたかたの方は、九州からとか北海道からということであって、身近にいる村民の方は手が挙がらないと、こういう状況でございます。

いいたて福祉会及び村としても、何とか人材確保のためいろいろな取り組みをしています。なかなか難しいんですが、これまで介護の育成のために介護職員の初任者研修、つまり2級ヘルパー研修なども何年かその経費の助成などをやって、資格取得を支援してきたところでありますし、場合によっては資格がなくても何年かやることによって、試験を受ける要件がありますよということでの採用をやっているわけですが、なかなか来ていただけないということです。

実は、ここ1年半ぐらい、どちらかというと医療の不足というものが話題になっていて、介護の不足というのがないということでありまして、かなりここ1年半ぐらい飯館村から介護の状況も医療以上に大変なんだという、特に避難したところは戻ってこられる方は、年配の方多い可能性がありますから、当然医療もさることながらそれ以上に介護が必要なんだという話をしてきたところであります。

その結果、先日東京のほうから介護に関係している人が二十数名、バスでいいたてホームなり、南相馬市の施設などを見学しながら、来るというのを国のほうの制度でやってい

ただきました。その結果、飯館村のホームのほうには、2名ぐらい、ちょっと言葉はどうかわかりませんが、色気といいますか、働いてもいいかなという話があったという話で、今まだ手続的には最終的な手続にはなっておりませんけれども、そんなような状況であります。

また、来年度何とか介護のところをしていかなければならぬので、全国のそういう医療なり、介護なりの方たちが飯館村に来てもらうような事業もやっぱりやることによって、その中には飯館村でやってみようかという方が出てくるのではないかということで、計画を今立てているところでもございます。予算も上げさせていただいているところであります。

そういう中ですが、基本的にはやっぱりいいたてホームが一番皆さん方に喜ばれたというのは、地元の人たちがやはり思いを込めて介護をしてくれたということですから、飯館村の方が職についていただくことが大切ではないかということになります。そのためにはやはり、避難指示解除、人によってはまだまだ早いという方がいるかもしれませんけれども、解除をもって1人でも多く飯館村の中で、福祉施設であろうと、工場であろうと勤めていただくような環境を行政としてはやっていくというところが、避難指示解除早いという話の中で、29年3月31日にさせていただいたということでございます。

特別養護老人ホームの入所環境整備ということではありますが、金銭的にはほかの自治体と何ら遜色はない、あるいはそれ以上ということです。ですから、多分そういう環境整備ということではないのではないかというふうに思っていますが、今回伊丹沢の分譲住宅のほうも3カ所、いいたて福祉会で取得をしておりまして、遠くから来る方もそのいいたて福祉会で用意した住宅から通っていただけるということもさせていただいているところであります。いずれにいたしましても、この環境整備をやはりしていかなければならぬと、こういうことでありますので、改めて村でできること、いいたて福祉会でできること、さらにさらに国、県への働きかけを継続してやってきたいとこのように思っているところであります。

他は、担当のほうからお答えさせていただきます。以上でございます。

健康福祉課長（但野正行君） 私からは高齢者の福祉についての2点目、社会福祉協議会活動のための職員増員等支援があるかということのおただしについて、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成29年度からは避難先にとどまる村民と帰村される村民がおられることから、訪問活動の範囲も広がり、社協の役割が今まで以上に重要なものと認識しております。

昨年度1月から開始しました、今年の1月から開始しました放射線相談支援員を来年度は増員しまして訪問活動の強化を支援してまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者の居場所づくりということで、いいたてクリニック内のリハビリ室を活用いたしまして、サロンを立ち上げたいというふうに計画をしております。このサロンは、いいたてクリニックの診療日に合わせた火曜日と木曜日に社協のマンパワーをお借りして、相談や雑談の相手、または利用者それぞれに自由な時間をお楽しみいただける空間が

提供できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

村としてハード面の復興もいろいろ進みつつありますけれども、健康、心の復興も同様に重要でありますから、あわせて取り組んでまいります。

私からは以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは質問の2の木質バイオマス事業についてお答えさせていただきます。

木質バイオマス事業については、村議会及び村森林組合からの要請はもとより、村の復興計画において再生可能エネルギー活用の一例として施設整備の検討が記載されておりますので、平成28年度は木質バイオマス供給量に見合った施設規模の検討を進めてきたところでございます。

お当たりのとおり、木質バイオマスを利用した事業体系を構築できれば、雇用創出にもつながるものと考えておりますが、課題等もありますので、平成29年度は今年度の検討結果を踏まえて、バイオマスの設置場所や事業の採算制、焼却灰の保管場所等の課題の検討を行うことにしております。

なお、これらの取り組みと並行して、平成29年度に福島森林再生事業全体計画を作成して、できるだけ早期に間伐、除伐等の森林施業も再開したいというふうに考えております。以上であります。

1番（相良 弘君） いいたてホームの件について、お尋ねいたします。

この件につきましては、前の懇談会でも申し上げましたが、飯館村は特区として、外国人労働者を雇用できないか、国に要望すべきではないでしょうかと、そういうことなんですね。いろいろ努力なさっているとは思うんですが、なかなか予定どおりの人員には達しておりませんので、こんなふうに考えるのはいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） なかなか福祉関係の外国人の労働者を長期にというのは、国の制度は余り開かれていなかったんですね。ほかの産業は、結構農業とか何かはあるんですが、そういう意味で、福島のある方がぜひこれからどこも手が足らないんだからということでの入れていく必要はあるんではないかということで、国に問い合わせをずっとしていました。飯館村もぜひ参加させていただいて、2人でも3人でもお願いしたいという話をしてきたんですが、私の記憶では1年ぐらい前ですか、多分国のほうの厚生労働省が緩和を緩めたという記事を新聞で見たことがあります。

ということで、果たして1つの自治体でそういうことができるのか、あるいはもうちょっと大きな形で受け入れて、それぞれの自治体に配属という形になるのか、ちょっとそのままにしてしまいました。今ご指摘はいただきましたので、ちょっと県のほうに問い合わせて、やっぱり県全体として特に被災地域に対応として、そういうことを積極的に研修とか何かというのがあるかと思いますので、日本語の研修とか、やっぱりやっていくべきではないかと。その動きはしたことはあるんですが、緩和がされたというところで、そのままになってしまったという私として大変忘れていたというか、忙しさの中ですから、改めてご指摘いただきましたので、可能かどうか急遽検討していきたいというふうに思っております。

1番（相良 弘君） 続いて、社協の件ですけれども、何しろ帰村してもさみしさをなくすということが重要であります。スタッフ不足であれば、ボランティア団体との連携によって訪問活動をすることはできないのかなと思っておりますので、お願いします。

健康福祉課長（但野正行君） ご指摘のとおり、社会福祉協議会、いろんな団体の事務局を持っておりまして、例を挙げてみれば、民生児童委員とか、あとは老人クラブとかそういうのがございます。そういう団体を活用して、うまく動かしていくというか、ご支援をいただいて地域での活動を進めていく、地域での見守りを進めていくと、言うなれば、ボランティアセンターの立ち上げみたいなやつを最終目標としながら、そういう団体のお力を借りて、進めていければなというふうに考えております。以上です。

1番（相良 弘君） 最後になるんですけども、木質バイオマス事業について、お尋ねしたいと思います。

森林組合でも村のこういう協力があれば、大変心強いと思います。それで、私からですけれども、ほかの町村では多大な資本を投下している木質バイオマス事業ですけれども、採算面では大変苦戦していると。ある程度規模が小さいものは、ある程度うまく運営しているように、そっちこっちで聞いております。ですが、平成29年度の予算書を見ると、視察研修が予定されているようすれども、この視察研修についてはただ単に行つて見てくるだけじゃなくて、どういうものを重点的に勉強してきたいのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 木質バイオマス、先ほど菅野新一議員のご質問の中にありますて、村長のほうから答弁をしておりますが、やはり課題が灰の処分方法ですね、あと採算制という部分になるかと思います。

それで、今年については、先ほど答弁しましたように村内の木材というのは材木の供給量がバイオマスにした場合どの程度出るのかなという部分と、あとはその量でどのくらい施設規模ができるのかなという調査をしております。それが月末、今月中に出るということではありますけれども、それでそれを踏まえた上で、今後の検討をするということでございます。来年度の視察研修については、どういう機種があるのかという部分の調査とか、あとは今そういう放射性物質に対応する機種もあると、例えば灰を手で触らずに、パッケージに入れることができるとか、いろんな部分があるというふうに聞いておりますので、あとは先進的にやっている新潟のほうもあるというふうに聞いておりますので、そういうところについての視察を検討しているということでございます。

先ほど菅野新一議員のところでも若干答弁しておりますが、里山再生モデル事業の中で、村としては、木質バイオマスの活用目的とした事業ということで、施設設置の部分を国の実証事業でやってほしいという要望をしておったんですが、そのやるよというような回答はいただいておりませんけれども、林野庁のほうでは村が進める部分であれば、ご支援をするという部分がありますので、今後3月中に出る調査結果に基づいて、29年度については進めていくということでございます。以上であります。

1番（相良 弘君） この木質バイオマス事業については、今まで飯館の山には入れないとということでしたが、最初の説明を聞いておりますと、少しずつ緩和されているように聞い

ておりますが、今後バイオマス事業を例えれば開始したとすれば、1年や2年で終わるわけでもないし、そのときの木材の調達方法、これはただ単に飯舘村の木材だけを当てにしているのか、それともどこかを当てにしているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） それらの部分についても、木質バイオマスで利用する場合、発電の部分とあと施設への熱供給という部分があるかというふうに思っていますが、なかなか発電は大規模ではないとなかなか収益が上がらないというふうに聞いておりますので、施設への熱供給という部分で復興計画の中とか、エフ・エス調査で出されておりまして、それらで今検討しているということでございます。そうすれば、規模がある程度決まってくるということですので、その際に村内にある材木で間に合うのか、足りないのかという部分も出てくるかなというふうに考えておりますので、なお今後検討する中でその対策についても検討してまいりたいと思います。以上であります。

○ 1番（相良 弘君） これで、私の質問を終わります。

議長（大谷友孝君） 3 渡邊 計君の発言を許します。

3番（渡邊 計君） 議席番号3番、渡邊 計、平成29年第2回議会定例会において一般質問をさせていただきます。

今月末日には、国からの避難指示解除が行われ、帰村を待ち望んでいた人には6年の長い避難生活からようやく開放されることに喜びを感じていることと思われます。しかしながら、帰りたくても建設業者等の不足などで帰村がおくれる人もあるようあります。また、いろいろな条件で判断のつかない人や、戻らないと決めた人も同程度おられるようで、帰る、帰らないがはっきりするには、2年、あるいは3年程度かかるのではないかと思われるところであります。

いずれにしても、人口の減少や高齢化は避けられず、行政区の再編や消防団員の確保、介護など、避難中よりも問題は山積みされて、行政や議会はこれまで以上に責務を果たさなければいけないと思っているところであります。

では、質問に入らせていただきます。

まず、懇談会についてお伺いいたします。

懇談会、これは住民懇談会を含む懇談会でありますけれども、延べ出席者数は何人だったのでしょうか。また、主にどのような説明をしたのか。その内容と主な質疑はどのようなものだったのか、お伺いするものであります。

次に、原子力被災自治体における住民意向調査についてお伺いいたします。

29年1月4日から1月18日の間に復興庁、福島県飯舘村主催による原子力被災自治体における住民意向調査の結果をお伺いするものであります。

次、3番目、大谷地村営住宅について、お伺いいたします。

入居者の方から入居した際に、住宅に不備があったと聞いておりますが、不備の内容と対応について、また再発防止と今後の対策について、お伺いするものであります。

4番目に公共施設についてお伺いいたします。

主な施設として、学校、村営住宅、役場、庁舎、公民館、それぞれの年間維持費とこれらを含めた公共施設全体の年間維持費について、また人口の減少による税収の減収や交付

税の減少が見込まれる中、今後の維持費の財源をどこから拠出するのかをお伺いするものであります。

5番目に小宮の焼却炉について、お伺いいたします。

環境省の焼却炉は今年度3月をもって稼働終了となるわけですが、解体の時期や方法、解体工事契約についてお伺いするものであります。

以上、5項目、5点の事項に対して答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 3番渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

原子力被災自治体における住民意向調査でございます。村では、避難後毎年1回程度、住民の意向調査を行ってきました。その時点で村民の置かれている状況や、健康状態、あるいは避難生活における問題点、要望、考え、あるいは帰村意識がどの程度なのかなどなど、村なりに把握に努めてまいりましたところであります。

この調査は、平成24年度より復興庁と県との共催ということで、今年度も1月4日から18日までの期間、意向調査を実施したところでございます。今年度の結果については、まだ公表されていないんですが、村のほうに速報ということで来た内容は、対象2,844世帯のうち、回答があったのは1,271世帯ということで、回答率は44.7%がありました。今までどちらかというと、50%前後までいったんですが、今回はちょっと落ちているなという残念な結果でございます。その速報の中では、避難先自治体や現在の職業など、村民の現状と、それから村営住宅への入居意向、希望、など20項目について調べて、調査をさせていただいた結果であります。

ここでは、設問のうち、帰還の意向についての回答者全体の結果だけお知らせをさせていただきたいというふうに思っています。まず、戻りたいと考えている、すぐ、あるいはそう遠くなくというのが33.5%、まだ判断がつかないという方が19.7%、戻らないと決めているというのは30.8%、無回答16%ということでございます。

そういう意味からすると、戻りたいと考えている方が32.8%が前ありましたから、0.7%ふえた。それから戻らないと決めている方は31.3%で、0.5%の減でありますが、大体同じではないかなという気はします。つまり、まだ判断がつかないという方が、段々避難指示解除によってどちらかに動いてきて、少なくなったと、こういう結果かなというふうに思っています。

以上が、今回の意向調査の速報でございまして、そう遠くなく新聞やその他で公表されるものというふうに思っております。

それから、小宮の焼却炉について、私のほうからお答えをさせていただきます。

焼却炉をやることが復興の大前提ということで、村の中、広いありますので、中型の3基の焼却炉をお願いしたいと当時国の方に要望していたところであります。なかなかつくるのはいいけれども、自分のところは嫌だと、こういうことで中型のといいますか、小さい形になりますか、小宮に焼却炉をつくっていただいて、後ほど大きいのを蕨平のほうに焼却炉、こういうことになってきたところであります。

小宮の焼却炉の解体の計画でありますが、村民が小宮の焼却炉というのは長期避難によって使えなくなった屋内、家の中の畳とか布団とか衣類とか、そういう屋内の可燃片づけ

ごみを26年から本格的に焼却をしてきたり、あるいは燃えないものもそれなりに運んでいただいたりと、こういうことでありますと、この焼却炉で燃すというほうは、実績として確定値でありますと、2,955トンという報告を受けているところであります。

解体工事ですが、現在の共同企業体が引き続き施工業者となりまして、平成30年1月までに解体・撤去を実施し、原状回復すると、こういう計画になっているところであります。小宮の仮設焼却炉の設置に当たりましては、先ほど言いましたように、地元小宮行政区を初め周辺行政区の方々のご理解を得ながら、設置ができたということであります。なかなか帰れなくなつたところでの家財を見るにつけ、困ったなという村民がいっぱいいたわけでありますけれども、この小宮の焼却炉で片づけごみを焼却するという一連の行事で、村民の皆さん方は助かったといいますか、安堵感、安心感が得られたものというふうに思っています。

○ ということで、26年度村内長泥を除いて一回り、27年度もまた一回り、そしてまた28年で一回りと、3年間それぞれ長泥を除いての各行政区の焼却をしてきたというのが小宮の焼却炉の大きな役目であったわけであります。

一応今年度3月で終了ということでありますので、国内ごみの焼却は終わりかなというふうに思っていたわけでありますと、今回避難指示解除によって、かなりいろいろ帰ってこられる方なりなんなり、家の移動があると、住居の移動があるということで、ぜひもう1年やっていただきたいという要望を出しているところでありますと、多分29年度ももう1回焼却炉を、屋内の焼却が可能ということになるのではないかという気はしますが、小宮の焼却炉はもう3月で閉じますので、蕨平の焼却炉でやる予定ということになっているところであります。

○ いずれにいたしましても、小宮の焼却事業は、帰村に向けた復興再生の飯館村にとっては大変助かったものと、あるいは一助になったというふうに感じているところでございます。

○ さらに、3月の広報いいたての記事にも載せましたが、この小宮の焼却炉で燃しているときに、拾得物として金貨が出てきたということで、硬貨といいますか、お金が出てきたということで、その中いろいろな問題はあったわけでありますと、2万5,000円ほどを村から熊本地震で被災に遭った益城町のほうに寄附をさせていただきまして、益城町の町長から御札の手紙もいただきましたし、改めて飯館村のほうの大変さを感じましたと、我々も頑張りますとこのような手紙をいただいているところであります。

○ このようなことができましたこと、共同企業体の皆さん方が村の方と一緒にになって、気持ちを同じくして、復興に向けて頑張っていこうと、頑張ってやらねばという思いがあつたということでありまして、改めてこの場をおかりして共同企業体の関係者に感謝をするところでございます。

他の質問は、それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の1番目、懇談会についてということでお答えをいたします。

村では、平成28年度におきまして、6回にわたり住民懇談会などを開催しております。1回目は、平成28年4月24日から5月11日にかけて、5カ所で開催をいたしました飯館村方部別懇談会、2回目は、平成28年5月22日から6月11日にかけて14の自治会で開催しました自治会懇談会、3回目は、平成28年6月12日の午前中と午後にそれぞれ2カ所で開催しました飯館村住民説明会、4回目は11月6日に長泥行政区を対象にして開催いたしました帰還困難区域に係る住民説明会、5回目は、今年の2月12日に村内で開催をいたしました長期宿泊者の住民懇談会、そして6回目でございますが、今年の1月29日から2月22日まで各自治会を回って開催いたしました自治会懇談会でございます。これら懇談会と説明会の延べの出席者数につきましては、合計1,282人ありました。

次に、これらの懇談会での説明内容についてでございます。

まず、方部別住民懇談会では、飯館村の復興に向けた取り組みについてという表題の国が作成しました資料によりまして、被災市町村の避難状況や、避難指示解除の状況、帰還に向けた取り組み状況、除染の取り組み状況や線量の推移の報告のほか、村内の除染状況や見守り隊、商店や医療施設の再開、健康診断、営農再開に向けた取り組みなどなど、当時の時点で進められている除染を初め、生活環境の整備、改善の状況について説明をしてきたところでございます。

さらに、国の定める避難指示及び避難指示解除の基準や、原子力災害からの福島復興の加速に向けてという文言の改定を受けましての国の今後の復興支援についてご説明をしているところでございます。

次に、5月から6月にかけて開催いたしました自治会懇談会でございます。

この懇談会では、村が要望している避難指示解除時期及び長期宿泊について、役場機能の本庁移転等を中心に、村内の復興、整備状況について説明してございます。

次に、同じく6月に開催いたしました飯館村住民説明会であります。この説明会では、長期宿泊が間もなく開始されるということで、前回の方部別懇談会の資料に加え、特に長期宿泊に関する考え方を加えて、ご説明をしたところでございます。

次に、11月に開催いたしました長泥行政区を対象とした帰還困難区域に係る住民説明会であります。この説明会では、長泥行政区が国から指定されている帰還困難区域の取り扱いについて、現段階、当時の段階での概要と今後の見通しについてご説明をしてございます。

次に、今年2月に開催されました長期宿泊者を対象とした住民懇談会であります。この懇談会では、表題のとおり、長期宿泊を開始している村民の皆様に対して、生活支援、防犯、医療介護、放射線の不安、野焼き、営農再開等現状も含め、帰村後の生活への対応状況をご説明してございます。

次に、本年1月から開催いたしました自治会懇談会であります。この懇談会では、避難指示解除後の村民の生活にかかわりの深い内容として、仮設住宅などの入居期限や、税などの課税の時期、片づけごみや家庭ごみの回収、飯野支所の窓口の閉鎖のほか、営農再開、生きがいづくり支援のための補助制度や、帰村の際の引っ越し費用を助成する、お帰りなさい補助金など、帰村時あるいは帰村後の村民の生活を支援するさまざまな補助制度につ

いて、説明をしているところでございます。

次に、これらの懇談会等で交わされた質疑でございます。

質疑は、非常に多岐にわたっておりますが、主なものについては、次のとおりでございます。まず、除染に関連しまして、除染実施後の線量低下が十分ではないという点や、その場合の再除染について、山林、ため池等未除染の場所の今後について、フレコンバッグがいつなくなるのか、減容化施設や中間貯蔵施設について、そして除染後の農地の荒廃について等々でございました。

また、健康面での質問もございまして、国の放射線の基準に関して、あるいは被ばくに関する不安とその対応、食品、水の線量検査についてなどの質問も多く出されております。

ほかには、避難指示解除時期と賠償、仮設住宅の入居期間との関係や、家屋の解体、飲料水確保のための井戸掘削など、制度に関する質問、農地の維持管理や鳥獣被害、風評被害の問題など、農業の再開に関する質問など、実にさまざまな質問が出されております。

そして、最近の懇談会では、新聞や郵便の配達を初め買い物をする商店や村内の医療介護について、交通手段について、見守り隊の今後についてなど、帰村した場合の暮らしに密接にかかわる内容についての質問が多く出されております。

村、及び国ではそれぞれの懇談会等において、これら質問に対し、一つ一つ誠意を持ってお答えしてきたところでございます。村では、発災、そして避難以後、たびたび懇談会を催し、住民の声の把握に努めてきたところであります。本年も4月中に方部別住民懇談会を予定しております、今後も村民と直接対話のできる懇談会を開催し、住民の心に寄り添った行政運営に努めてまいります。

続きまして、4番目のご質問、公共施設について、お答えをいたします。

公共施設の維持管理についてのご質問でございます。公共施設の維持費といたしましては、光熱水費等、あるいは施設設備の補修管理費が主なものとなろうかと思います。避難中使用していない施設や、新規に建設した施設等もございますので、震災前の実績と平成29年度予算額をもとにお答えをいたします。

震災前の施設ごとの年間維持費ですが、まず学校施設につきましては、小学校、中学校、幼稚園の全体でおよそ4,000万円でございました。住宅については400万円ほど、役場についてはおよそ1,500万円、公民館についてはおよそ900万円でございました。

平成29年度予算に計上した金額でございますが、学校関係につきましては、仮設校舎の分としておよそ2,100万円、住宅関係ではおよそ460万円、役場につきましては、およそ3,500万円、公民館にかわって新設いたしました交流センターにつきまして、およそ1,000万円を計上しているところでございます。役場の維持費の中には、平成28年度より開始しました警備会社による24時間警備の委託料1,620万円が含まれているところでございます。また、交流センターにつきましては、新しい施設でもあります、概算での計上というふうになってございます。

村が抱えております公共施設全体でありますが、震災前にはおよそ約2億円と試算してございます。平成29年度の予算額はおよそ2億2,000万円であります、震災前の水準と大きく変わっていないというところでございます。村は現在復興途上であります、全て

の施設が復旧しているわけではございませんけれども、村としては今後施設の集約や管理方針の見直しなども進めまして、今後とも経常経費の節約に努めてまいります。

なお、維持費の財源でございますが、震災後の施設について一部補助金が入っているものもございますけれども、基本的に地方交付税等の一般財源で賄っているということでございます。

私からは以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

（午前1時59分）

◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

建設課長（高橋祐一君） 3番渡邊 計議員の3—1 大谷地団地の住宅の不備に関するご質問についてお答えします。

ご承知のとおり、大谷地住宅は平成27年度に8戸が完成し、昨年7月より長期宿泊等で入居している状況です。ご指摘の不備については、入居の際、入居者から入居時覚書書を取り交わし、住宅の状況確認を実施しております。その段階で不備な箇所があれば、修繕等を行った後に入居していただいております。入居開始後に不備な点が確認した場合については、その都度修理等を行っております。

今までに不備の報告があったのは、建具レールのゆがみや、木材継ぎ目のすき間、クロスのすき間、土間、犬走りコンクリートのひび割れ等の報告を受けております。すぐに修理できるものについては、施工業者によって対応しております。コンクリート等のひび割れ等については、原因を明確にした後に対応したいと考えています。

なお、今後は、1年点検のときに、入居者と施工業者を含めて現地確認を行い、修繕等が必要な場合については修繕等を実施する予定となっております。

これからも、入居者とのコミュニケーションをとりながら、安心して暮らせるように適正な住宅管理に努めてまいります。以上です。

3番（渡邊 計君） これより再質問させていただきます。

質問の順番が前後しますが、ご了承ください。

まず、今回答いただいた大谷地村営住宅について、お伺いいたします。

この不備についてありますけれども、私が聞いているところによりますと、壁紙がはがれていた、それからダウンライトが落ちてきた、それとトイレに入ったとき、鍵がかからなかった。これはかけようしたら、そこにまた完璧にできあがっていなかつたという話だそうです。そして、あと犬走りのコンクリートの亀裂に関しては、私も実際行って見てきました。ただ、この室内に関してはちょっと入っている人がいなかつたもので、見られなかつたんですが、壁紙のはがれ、ダウンライト、それからトイレの鍵が閉まらなくなっていたということについては、報告は受けていませんか。

建設課長（高橋祐一君） それにつきましては、つい最近先週報告を受けまして、現場のほう

の確認をしているところであります。それについても、至急修繕を実施していくということになっております。

3番(渡邊 計君) 建物ができあがったとき、恐らく検査はしていると思うんですけども、そのときにはそういう不備が見つからなかつたと理解してよろしいんでしょうか。

建設課長(高橋祐一君) 現場の検査の際には、一通りそういう確認をしておりますが、実際住んでみないとわからない部分もあるものですから、検査の段階では発見できなかつた部分も多々あったのかなというふうに思っております。

3番(渡邊 計君) 壁紙のはがれですけれども、普通今の壁紙というのは我々素人が張つても、一度張るともうはがれないというくらい常識的なものなんですよね。それで、たまたま私床屋さんで会った人がそういう仕事をしている人だったので、どういうことが考えられるんだと聞いたところ、水分が多くなるとはがれる可能性があると、湿気が多いと、ということはもしかすると、床下あたりで水が漏れている可能性もあるんじゃないかと、そんな話も伺ったんですけれども、まずこれからについてぜひ原因を追及して、今後入居する人たちが不安に思われたり、そういう人たちの信用がなくなるようなことのないように、ぜひ適正に管理していっていただきたいものだと思います。

次に、建設業者の英さんなんですけれども、私も建築現場というところで15年ほど働いたことがあるもので、あのクラックをそのままやっちやつてもなかなか補修できないんですね。結局ハツリを入れて、カッター入れて、ハツリ入れてやるときれいに直るんですけども、ただ私が見たクラックが、8件のうち8件とも全て大走りにクラックが入っているんですよね。これはちょっとおかしいんじゃないかと。1件や2件であるならば何らかの原因ということもあるんですが、8件全部にクラック入っているということは、確認しているんでしょうか。

建設課長(高橋祐一君) 濟みませんが、8件全部というのはちょっと確認しておりませんが、先ほどお話ししたように、原因を究明しまして、その辺の対応をしていきたいというふうに思います。

3番(渡邊 計君) 請け負った英さんのはうでも知っているんですよね。

建設課長(高橋祐一君) 役場でいつも立ち会いをしながら実施していますので、役場で把握している分については英さんでも当然把握しております。

3番(渡邊 計君) 大谷地住宅の建設というのは、一つの復興の目玉的なものでやってきたんだし、この後も深谷の住宅建設もある、そして既存の住宅のリフォームも現在進行中である。こういうことになりますと、一度しっかりとやらないと、今後これ問題になりますと、村民それから議会への信用もなくなってくるのではないかと思うんですが、それで今後できるだけ早急に原因追求をして、改修工事をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

建設課長(高橋祐一君) その都度対応するという部分と、原因究明をしていくという部分に分かれるかと思いますが、先ほど話したとおり、1年後にも新たにちゃんと確認をして、その辺の修繕を図っていくというふうなことで、請負約款にもあるとおり、それが瑕疵になるかどうかというのもその段階で確認をしながら実施していきたいというふうに

思います。

3番（渡邊 計君） 次に、焼却炉の解体についてお伺いいたします。

建設時はもう住民もいなかつたし、新品ということもあってさほど心配されることも少なかつたわけですが、今度解体となりますと、解体始まるころには住民が帰還していると、それと放射性物質も炉の中は高いのではないかと。運搬上いろいろ問題も出てくるなと思うんですが、これは先ほど31年の1月までに解体ということでしたが、始まりはいつごろから始まるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 小宮の仮設焼却炉の解体ですが、今のところ環境省のほうと3月3日に終了するということで、一度だけですが方針的なものをいただいておりますが、一応4月に入りましたら、事前調査準備工事等始まりまして、本体のほうの解体撤去を、汚染されていない設備については5月中旬ころから、あと炉とか、放射性物質ダイオキシンが付着しているという部分の設備については7月中旬ころからというような方針を受けておるところであります。

3番（渡邊 計君） 炉の部分、特に放射線の強いところ、これは運搬する前にどのような形で放射線の低減をするようになっているのか、わかりますでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 具体的な部分はこれから打ち合わせということになりますので、解体費を得たもの、解体している途中そういう汚染物のついているものの状況とか、その辺についてはまだ詳しくは聞いておりません。今後、4月に向けて再生事務所の担当課のほうと打ち合わせをしていきたいというふうに思っておりますが、まずは今話しましたように放射性物質ダイオキシン等が付着している部分については、養生シートできちんと囲みまして、負圧管理をしながら壊していくということで聞いております。今おただしいただいたそのものの除去、あとは運搬については、今後詰めさせていただきたいと思います。以上であります。

3番（渡邊 計君） 建設するときにも小宮、そしてそれに運搬とかにかかわる関沢を通るのか、八木沢に出ていくのかわかりませんが、所在地になる小宮地区と運搬経路に当たるところには、こういう計画がはっきりした段階で解体工事が始まる前に、住民に説明する必要があるのではないかと思うのですが、そういう計画はあるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今まで仮設焼却炉も含めまして、除染の土壌運搬につきましても、地元行政区はもとより、その周辺、あとは通路に当たる沿線の行政区のほうにも説明しながら、やってきておりますので、これらについてもそのような対応をしていきたいというふうに思っております。

なお、工事自体のお知らせなども、どのような形になるかあれですが、国のほうとも協議しながら、やはりこの仮設焼却炉によって、村はもとより村民の方々についても復興の1つの一助になったと、先ほど答弁しておりますが、そういう意味ではお知らせをしていきたいなというふうに思っております。以上であります。

3番（渡邊 計君） これまで燃やしてきた焼却灰、主灰や飛灰、これは少なからずとも普通の除染土よりも線量が高いと思うんですが、これらは今どこの場所にどのように保管されているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） それぞれの焼却灰等の処理、これは当初から説明の中でしておりますが、まずはクリアセンター内の一画に保管するということで、一時保管という形ですることにしておりますので、今現在はクリアセンターの敷地には一番下のほうのところにテントを張って保管しているという状況であります。現在、今後解体進む中で、これらの灰の管理という部分については、今後詰めていきたいと思いますが、今のところ国からは若干の時間置かせてほしいというような要望を受けているところであります。以上であります。

3番（渡邊 計君） この主灰、飛灰、解体終了と同時にいまでには片づけていただければありがたいなと思うんですが、そのように今後要望されていく考えはあるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 主灰、飛灰の今後の見通しでありますが、多分濃度的には10万以下の部分になりますので、多分にして富岡につくられる処分場に運ばれるものなのかなというふうに思っております。ただ、今富岡のほうの施設についても、まだ地元との協議で長引いているという情報も得ておりますので、そちらとの関係が出てくるかなというふうに思っておりますが、村としてはやはり1つの事業が終わったということで、そこにある焼却灰等については、早期に搬出していただけるような要望はしてまいりたいと思います。以上であります。

3番（渡邊 計君） 次に、意向調査についてお尋ねいたします。

○休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午後1時25分）

○再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午後1時26分）

3番（渡邊 計君） 意向調査について、質問いたします

調査対象世帯が前回2,970件でしたが、今回2,844世帯と126世帯ほど減っているんですが、なぜ調査対象が減ったんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 世帯でございますけれども、年間を通じまして転居される方もおられますので、村の住所をお持ちの方ということで、今回調査をさせていただいております。

3番（渡邊 計君） ということは、これだけの世帯が減ったと理解してよろしいんですね。じゃあ次ですけれども、現在の住居形態という質問なんですが、前回20%だったんですが、今回34.8%と、それで1月の宿泊世帯169件を引いても、計算上226世帯ほどが持ち家という結果が出てくるんですけれども、これは新しく村外に家を建てた人たちということになるのかなと思うんですが、村のほうでは村外にうちを建てた人というのはどのぐらい把握していらっしゃるんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 税の減免件数で今出てきている件数分がほぼ間違いなく建っているだろうとは思われますが、それが確実に合っているということではございませんので、今正確な数値は持っておりませんので、後ほど数字がわかりましたら報告したいと思います。以上です。

3番（渡邊 計君） 前回設問があったんですけども、これは帰還する場合に希望する行政の支援のところに、生活が安定するまで補償の継続という設問があって、これが前回46.4%で1位だったわけなんです。そして、またページ、次の問題で帰還しない場合に希望する行政の支援というところの設問に、原発災害に関する補償の継続、これが69%で1位に入っていたんですが、今回設問にはなくなっているわけなんですねけれども、村長、そして高木本部長なども解除はスタートラインに過ぎないと。本来の生活に戻るには数年かかることが見込まれる中で、この設問は今後もしこういうアンケートが継続するのであれば、ぜひ今後は入れていただきたいと思うんですが、村長の見解をお聞かせください。

村長（菅野典雄君） それぞれ考え方100人100様、放射能についてもそうですけれども、生活の安定にしろ、あるいは支援にしろ、それぞれありますから、私は安定していないと言えば、じゃあ5年でも10年でも20年でもななのかということあります。少なくとも、ある程度の賠償もいただいているわけありますし、避難解除もありますから、全て相手頼みという話では、それぞれの生活設計もできないだろうというふうに思いますから、もうそろそろそういう設問よりは、これからどういうふうにしていくかというところの設問のほうが大切ではないかというところで、特別故意に削ったわけではありませんけれども、そういうのは向こうの復興庁のほうもそういうのも上げてこなかつたし、私たちのほうでこれはいいんではないかというふうに言った項目もあります。これがそうだったかどうかというのはちょっと今記憶には定かではありませんけれども、そういうふうな考え方で、今回は入れなかつたということだと思います。

今後も、生活が安定するまで支援してくださいという話は、それぞれ何%あるかというのは、調べる必要はあるかもしれません、だからといっていつまでもそれを個人の単位でやっていけるというものでもないというふうに考えているところであります。

3番（渡邊 計君） 私もこれずっと入れろとは言っていないんです。村長も今回村に帰る人に20万円を引っ越し費用として出したいと、これも約3年という区切りをつけているわけですけれども、こういう私が言った今のこのアンケートの設問についても2年ぐらいは入れておくべきかなと思って、こういう質問をしたんですけども、もう一度お答え願えますか。

村長（菅野典雄君） 今言ったような要件なんですが、避難指示解除になった、それに対してそれぞれ自分たちはどうしたらいいんだろうなというふうに考えてもらうことが、避難指示解除を決定した、また大きな要因でもあるということありますので、まだまだ支援を続けてくださいという項目としては、もうなしで、これから何をやはり環境整備なり、あるいは自分のこれから生きていくについて必要なのかというのを支援だというところでは、前は私は向けないだろうというふうに思っていますので、これからはそういうのではない、別な意味でのアンケートにしっかりと向いていきたいというふうに思っております。

3番（渡邊 計君） その次のアンケートで、帰還を判断する上で必要な情報の設問ということでは、前回も今回も道路、バス、学校、病院などの社会基盤、要はインフラの復旧時期のめど、もう2番目としてどの程度の住民が戻るのかの状況を知りたい、3番目として放射線量の低下のめど、除染成果の状況、これが順位は変わりますけれども、1位と3位が

順位変わつてきているわけですけれども、いずれも今回上位3位まで占めているわけですが、放射線量の低下のめどの除染の経過について、お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の低下についてであります、前に除染の始まる前、あと除染後、あとは詳細調査の事後モニタリングということで、1次、2次やっておりますが、除染前から除染後、そして事後調査見ますと、大体6割から7割程度低減しているというような状況でございます。宅地についてであります、そのような状況でございます。

3番（渡邊 計君） それは除染の成果の状況であって、近々の状況であって、村民が知りたいのは放射線制御低下のめど、要は20年後、30年後どのくらいまで下がっていくのかなということが知りたいのではないかと思うわけですが、そこで、村長もご存じでしょうが、京都大学の中先生が計算した今後50年間の放射線量の予測というのがあります、現在2017年1月1日に1時間当たり1マイクロシーベルトと1時間当たり0.5マイクロシーベルトにある場合について、計算をしているわけなんですが、あと4年もたてば9割以上はセシウム137しかなくなると。そうすると、減衰率を考えていくと、現在0.5マイクロシーベルトのところは2040年に年間1ミリシーベルトになるであろうと。現在1マイクロシーベルト1時間当たりのところは、2070年ごろには年間1ミリシーベルトになるであろうと。ただ、セシウムの流出沈降、または追加の除染があればそれはまだまだ早まる、こういうことの文書があるわけですけれども、村民が知りたいのはこういう長期にわたつての放射能の低下のめどが知りたいのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午後1時36分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午後1時39分）

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、100人100様であります。知りたいというのは、ほとんどだろうとは思いますけれども、いわゆる何十年先までもどうのこうのなんていうふうに考えている方は、この前集まった人なんだろうというふうに思いますけれども、普通の人は今どのぐらいになっているのということですから、それに対して我々のできる範囲で88基のモニタリングの設置をしたり、その都度情報を提供している、お知らせ版でも提供していると、そういうことの中で、線量の低下の状況を知りたいというのが、この四十何%だと思いますので、何十年後に50年後、70年後、2070年がどうだという話ではないと思いますから、私はそう思っています。

3番（渡邊 計君） これ以上やつても水かけ論となりそうですので、次に移らせていただきます。

懇談会についてであります。この懇談会について、丁寧に説明いただいたんですが、去年1年間の懇談会の内容、全部説明いただいたんですけども、私が一番知りたかったのは、今年の1月末から2月の間に行われた説明会について知りたかったわけなんですけれども、この1月から2月にかけてやった説明会の中での参加人数はわかりますでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 本年1月から2月22日まで14回に及んで開催いたしました自治会の懇談会でございますが、参加者数は全体で355名でございます。

3番（渡邊 計君） 私もできるだけ時間を割いて自治会懇談会のほうが5カ所、そして飯館住民懇談会のほうに1回と、全部で6回ほど参加させていただいたんですけども、その中でいろんな質問ありました。それで、その質問の何点かについてお伺いしたいんですけども、ただ今355名ということ、これ14カ所とあと1カ所、全部で15カ所でしょうか、これで355名というのは私なりに考えますと、参加者が少ないのかなと。以前行政区ごとにやったときは、もっと参加者が多かったのかなと思うんですが、4月からも懇談会やるということですけれども、これも自治会ごとということで、行政区ごとではないということでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現在予定でございますけれども、4月に入りましたら、各避難先の方部別に開催したいというふうに考えてございます。開催は4回を予定しております。

3番（渡邊 計君） その中でどこに言っても質問が多くたし、村長からも丁寧に説明いただいたんですけども、避難中優遇措置されてきた税等の免除、または医療費の一部負担免除、それと電気、水道、それからNHKの受診料について、解除後どうなるんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） まず今の質問ですが、税金のほう、村県民税の場合ですと、今年度と同じような形の減免をしていくというふうな予定になっております。国民健康保険税、後期高齢者医療、この2点については29年度の9月30日まで免除になっておりますが、その先、平成30年2月28日までは上位所得層以外は、まだ免除が続くわけなんですが、上位所得層については、600万円を超える世帯なんですが、こちらについてはかかっていくというふうになっていきます。あとは、軽自動車税ですね、こちらのほうも同じような形でなっていくと。固定資産税においても、29年度は減免ということで、30年から32年までの3年間については、本来の税額2分の1が国、残りの2分の1は村が補助していくというふうなことで、今進んでいる最中でございます。以上です。

3番（渡邊 計君） 今国民健康保険税と後期高齢者は説明いただいたんですが、介護保険については説明なかったように思われるんですが、介護保険のほうはどうなるんでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 介護保険も国保、後期高齢と大体似ておりまして、9月末までは現在の減免の方向で、個人の一部負担金率は減免、あと10月からは上位所得層の制限が入って、一部減免が外れるというような見通しになっております。

3番（渡邊 計君） 震災前だと、普通の所得があれば、健康保険税とかいろいろとされていたわけですが、今回600万円を超えるということになると、かなり高額な保険料になるという理解してよろしいでしょうか。

住民課長（細川 亨君） まだ国のほうから示されている部分でありますて、これがどのような国保税になっていくのかというふうな部分については、まだ定かでございませんので、一概に高くなると、安くなるとか、そういうふうなことはここではちょっとなかなかはつきりしない部分でありますので、ご理解お願いします。

3番（渡邊 計君） わかりました。では、国のほうからの指示とかでわかった場合には、で

きるだけ早く村民に知らせていただきたいと思います。

それと、電気、水道、それからNHKの受診料等はどうなるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君）懇談会の中でも質問が出ておりますが、今般3月の広報の中で、避難指示解除後の前後でどのような変化があるかということで、特集を組んでおりまして、いろいろと懇談会の中で質問に出た項目についても、お示しをしているところでございます。その中で今質問ありました電気料金のことございますが、先般東北電力さんのほうで役場のほうに見えられまして、ご説明をいただいております。避難を打ち切って、仮設住宅を出て、村に戻られて村での生活を始められる方ということにつきましては、検診日の翌月から請求再開というようなことのようござります。さらにでございますが、村に戻る時期がずっとおくれてという方につきましても、本年の11月分から電気料金の徴収が再開される旨のご説明がございまして、その点については今回の広報紙の中で、住民の皆様にお知らせを申し上げているところでございます。

○ 水道料金については、現在村のほうで減免を継続しているところでございまして、再開時期については現在検討中でございます。

NHKの料金につきましては、ちょっとNHKのほうからまだ説明がございませんので、早急に説明を求めて、住民の皆さんにお知らせをしてまいりたいと考えてございます。

3番（渡邊 計君）この説明会の中で村長からもお話しあったんですが、非破壊式の食品検査機、これを9台ほど導入するというお話があったんですが、これの設置場所と、管理の方法について、お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君）今の件のおただしであります、29年度の予算のほうに計上させていただいておりまして、今後議会のほうのご審議をいただく予定にしております。それで、9台を購入するということで、今のところ配置場所であります、村の公共施設、あとはどこか集会所等というふうに考えております。今の段階では、場所をどこどこというふうに決めておりませんが、今後検討させていただければというふうに思っております。

村長（菅野典雄君）管理のほう、なかなか難しいなというふうに思っています。ですから、本来は自分たちできちんとある程度、例えばどこどこに置けばその人たちがやるのが筋だろうというふうには思いますが、そうは言ってもなかなか大変なのかということありますので、ある程度そういう管理をする組織に委ねた中で、管理をしてもらうと、こういう形にしていきたいなと思うんですが、これもいつまでもという話ではないとは思いますので、なれてくれれば自分たちできちんとやっていくという考え方で指導していく1過程かなと、このように思っております。

3番（渡邊 計君）この設置場所ですけれども、かなり400キロでしたっけ、重いものでありますし、行政区20ある中で、9つというと行政区で1つぐらいという感じになるのかなと思うんですが、その管理について私もいちばん館にもありますので、行ってみてさわったりもしたんですけども、確かに物すごく若い人にとってはわかりやすいなと思うんですけども、お年寄りにとっては、ちょっと使いこなせるのかな、どうかなと。あと、中に入れるときにナイロンの袋とかしっかり入れないと、液が漏れたりなんかした場合、機械そのものが汚れちゃえば、その数字がいつまでも出る可能性もあるのではないかと思う

ので、私もこれずっとじやなくて、最初一、二カ月とか、皆さん方が仕事のやり方を覚えてもらえるまで、そういう管理する人が置いていただければありがたいなと思っているところです。

次、介護について、少々お伺いします。

介護については、今外部の業者というんですか、その人に来てもらうと、訪問介護ですか、それからデイサービスとか。それで通勤時間にかかる費用弁償として2,000円ぐらい出したいたと、これ非常にいいことだと思います。それで、つい最近、木幡復興局長ですか、とたまたま会うことがありまして、世間話していたんですけども、そんな話になりましたら、復興局ではこれは国のはうからも応援していかなきやならないことだなど、そういうお話をいただいたので、国のはうともお話ししていただいて、少しでも値段を上げてもらったり、もっと使いやすくしてもらえばありがたいなと思います。

それで、この費用弁償、これはいつごろまでということはまだ言われないんでしょうかけれども、とりあえず何年ぐらい続けるつもりでいらっしゃるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 在宅介護が自前でやっぱりある程度全てとは言いませんけれども、もとよりとは言いませんけれども、できるようにならなければならぬなというふうに思っています。そういう意味からすると、今2,000円のもしやっていただければというのは、少なくともある程度はやらなきやならないなというふうに思っています。

ただ、やっぱり年数は一度区切って、そこでやはりもう一度改めてやる、今飯舘村でもいろいろなソフト事業は常に年数を区切り、そこでもう一度立ち返って続けるべきか、続けないべきか、こういうふうにやっぱり考えていくことが大切だというふうに思っていますので、とりあえず3年間ぐらいこの制度、20万円の3年間と限定していますし、そんなようなところで、その結果もう希望はあるだろうけれども、やっぱりこれでいいのではないかというのと、もうちょっと続けなきやならないなというのも、また我々のほうで検討させていただいて、議会とのお話し合いだと、このように思っております。以上であります。

3番（渡邊 計君） よくわかりました。

それで、じゃあ次に放射線相談員制度で現在相談員が1月から訪問活動を行っているというお話を伺ったんですが、相談員はどなたがやっているのかということと、1月から訪問活動を行っているということで、実績はこれまでどのくらい上がっているのか、お聞かせください。

健康福祉課長（俎野正行君） 先ほどもご説明させていただきましたが、1月から放射線由來の相談ということで、社会福祉協議会の生活相談員と一緒に1名の方が訪問活動に歩いております。その方の訪問実績というよりは、昨年ですか、全体として社会福祉協議会の訪問活動の延べ件数というのが1万5,400件ぐらいになっております。相談員の、申しわけございません、訪問件数は57件という形になっております。以上でございます。

3番（渡邊 計君） あとこの質疑の中で出てきたのが、心のケアについてどうするんだという質問が二、三回出てきましたが、この心のみならず、体のための健康教室も現在やってるわけですから、どちらというと健康教室の継続はどうなるのか、ちょっとお聞き

したいのですが。

健康福祉課長（俎野正行君） 健康教室については、昨年同様に実施したいなというふうに思っております。ただ、避難先の仮設なり、借り上げのほうの動きがございますので、そのままの場所がいいのかどうかという検討も必要になってくるなと思っております。

何せ、この間も健康づくり推進協議会やりましたけれども、やらされている感が住民にあるというふうな部分で感じております。これをみずから健康づくりを進めていくというような意識づけに変えていくというふうな方向性をとりたいなというふうに思っています。以上でございます。

3番（渡邊 計君） 今継続してやるようなお話なんですけれども、ただ今度帰村した場合、帰村した人たちのお年寄りが多い中で、帰村した人たちの心のケアや健康教室というのは、どのように考えているんでしょうか。

○
健康福祉課長（俎野正行君） 昨年もきこりのほうで、放射線の車座集会とかということで、原安協主催でやっていただいたりしております。運動教室なんかもきこりのほうでやっております。今年度もきこりでの運動教室なり、原安協の車座集会なりは続けていきたい。また、クリニックで立ち上げますサロンのほうにも、そういう部分のメニューもところどころ入れながら、帰村者の健康づくりというか、そういう部分に寄与していきたいなというふうに考えております。

3番（渡邊 計君） あとは、野焼きの問題なども出されてきたわけですけれども、去年対策本部との懇談会の中での話し合いでは、首長さんが認めれば燃やせるというふうな話だったと思うんですが、その後の経過はどのようにやっていらっしゃるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 野焼きの件ですが、この件につきましては、議会のほうからも国との懇談の中で出していただいたり、農業者、あとは村民懇談会等でも農家の方々から出されておりまして、その中で首長の判断という部分もございますが、まずは野焼きをしたときに、そこから出る、例えば煙に乗っていく物質、あとは残った灰の物質、それがその周辺の環境にどのような影響を与えるかという部分をやはり調べていかないと、簡単には燃やせる状況ではないのではないかというふうに考えておりまして、今復興庁を中心にして農水省、あと環境省のほうと協議をしている状況であります。今の状況としては、29年度においては、試験的なものをやりながら、その状況を見るべきではないかというような動きで今いるところでございます。今後、その内容についての精査をしていきながら、29年度にそういう試験的なものができればということで、考えているところでございます。以上です。

3番（渡邊 計君） あと質問の中に、除染土壤、トンバックいつになつたらなくなるんだと、こういう質問は結構あったわけですけれども、現在わかっている範囲での除染土の搬出計画は、どのようになっていますでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染土壤については、今計画いろいろされているところであります。まずは、中間貯蔵施設のほう、やはり向こうが整備されないとそれぞれの自治体から運べないという状況でありますが、新聞情報によりますと、地権者等の同意をもらったのが二十数%くらいになったという話がございまして、一方では施設のほうも大分造成な

りをしているという状況であります。今までの実績でありますと、27年度については各自治体から試験輸送ということで1,000トン、1,000袋ですね、を運んでいる状況で、28年度については5,000袋、あと今のところ29年度については村の場合、今の数字は全て村の場合であります。29年度には2万袋を運ぶというような状況になっております。国の方では、5年間の見通しということで、5割程度の部分が運び出したいというような状況でございます。以上であります。

3番（渡邊 計君） 次に、これも多かったわけですが、イノシシ、猿、これの駆除についての質問が多かったわけですけれども、この駆除施策について、今後の設計額はどのようになっていますでしょうか。

村長（菅野典雄君） いわゆるなかなか動物ですから、そう簡単ではないと思いますが、あらゆる対策をとっていきたいと思います。

それとは別に、議長にお話をしたいんですが、懇談会の話ということであらゆる懇談会に出て、そこの質問を全部予算質問なりなんなりの中でやるようなことをずっとやっていっていいんでしょうかという、私の疑問であります。ぜひ議長の方で采配をお願いしたいと思います。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時03分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

（午後2時30分）

3番（渡邊 計君） 最後の質問にいきたいと思います。

（聴取不能）

議長（大谷友孝君） 浩みません、今ちょっと機器の不備がありましたので、もう一度質問願います。質問通告の何を根拠に今の質問をされているんですかということです。

3番（渡邊 計君） 何を根拠にと、自治会の懇談会の資料ですよ。わかりました。

じゃあ、今後村民が安心・安全に暮らせるよう村長の人脈と経験に期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） 渡邊君、自席へお戻りください。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第1号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、陳情第1号飯野支所証明書交付業務の継続及び個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の取得に関する陳情書を議題とします。審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました陳情第1号飯野支所証明書交付業務の継続及び個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の取得に関する陳情書について、3月3日委員会を開き慎重に審議をしました。その審査の結果について、報告します。

本陳情の趣旨は、1点目は、現在仮設住宅及び借り上げ住宅への避難者を含め4,500人を超える村民が県北地域に避難しています。住民意向調査行政区独自のアンケート結果などから、避難指示解除後すぐに村民の大部分が飯館村に戻る可能性は低いのではないかと予想できます。このことから、今後も村民の多くが避難し続ける県北地域にある飯野支所にて、証明書交付業務を平成29年4月1日以降も継続を求めるものであります。

2点目は、郵送の手間をかけずに、避難先の身近にあるコンビニエンスストアで証明書の取得を求めるもので、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア店舗内にある情報端末から証明書を取得できるよう求めるものであります。

以上の2点が願意であります。

審査の結果、1点目の証明書交付業務、戸籍業務など、専門性の非常に高い業務であり、2カ所での証明書交付業務は現在の村職員の人員体制がとれず、継続できなくなったものであります。やむなく平成29年4月1日から本庁のみで取り扱うこととなりましたので、ご理解をお願いするものです。

2点目は、コンビニエンスストア店舗内にある情報端末からの証明書の取得を求めるものは、設備設置の初期投資、また年間維持管理費用、さらにはマイナンバーカードの取得率の低さからも費用対効果を考慮し、本村においては時期尚早と思われます。

よって、陳情の趣旨は理解し、趣旨採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから平成29年陳情第1号飯野支所証明書交付業務の継続及び個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の取得に関する陳情書を採決します。

平成29年陳情第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、平成29年陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時36分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月7日

飯 館 村 議 会 議 長 大 石 友 孝

同 会議録署名議員 北原、経

同 会議録署名議員 松下義也

同 会議録署名議員 伊東 利

平成29年3月16日

平成29年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

○

○

| 平成29年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|---|-----------------|---------------------|----|----------------|----------|----|
| 招集年月日 | 平成29年3月16日（木曜日） | | | | | |
| 招集場所 | 飯舘村役場 | | | | | |
| 開閉会の日 | 開議 | 平成29年3月16日 午前10時00分 | | | | |
| 時及び宣告 | 閉会 | 平成29年3月16日 午前11時45分 | | | | |
| 応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 |
| 出席 9名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠 | 1 | 相良 弘 | ○ | 2 | 高野 孝一 | ○ |
| | 3 | 渡邊 計 | ○ | 4 | 菅野 新一 | ○ |
| | 5 | 北原 経 | ○ | 6 | 松下 義喜 | ○ |
| | 7 | 伊東 利 | ○ | 8 | | |
| | 9 | 飯樋 善二郎 | ○ | 10 | 大谷 友孝 | ○ |
| | | | | | | |
| 署名議員 | 9番 飯樋善二郎 | 1番 相良 弘 | | | 2番 高野 孝一 | |
| 職務出席者 | 事務局長 齊藤修一 | 書記 北原美樹 | | 書記 実沢 澄 | | |
| ○出席 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 | 村長 | 菅野 典雄 | ○ | 副村長 | 門馬 伸市 | ○ |
| | 総務課長 | 愛澤 伸一 | ○ | 住民課長 | 細川 亨 | ○ |
| | 健康福祉課長 | 但野 正行 | ○ | 復興対策課長 | 中川 喜昭 | ○ |
| | 建設課長 | 高橋 祐一 | ○ | 飯野支所長 | 高橋 正文 | ○ |
| | 会計管理者 | 石井 秀徳 | ○ | 教育長 | 中井田 榮 | ○ |
| | 教育課長 | 村山 宏行 | ○ | 生涯学習課長 | 藤井 一彦 | ○ |
| | 代表監査委員 | 佐藤 榮一 | ○ | 農業委員会会长 | 菅野 宗夫 | ○ |
| | 農業委員会局長 | 石井 秀徳 | ○ | 選挙管理委員会 委員長 | 高野 京子 | |
| | 選挙管理委員会 書記長 | 愛澤 伸一 | ○ | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成29年3月16日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第 6 号 平成28年度飯館村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 4 議案第 7 号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第 8 号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 9 号 平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第10号 平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第11号 平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第12号 平成29年度飯館村一般会計予算
- 日程第10 議案第13号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算 ()
- 日程第11 議案第14号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 平成29年度飯館村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第17号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第18号 いいたて村の道の駅までい館設置条例
- 日程第16 議案第19号 飯館村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例
- 日程第17 議案第20号 飯館村いじめ防止等に関する条例
- 日程第18 議案第21号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ()
- 日程第21 議案第24号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第25号 飯館村税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第26号 飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第27号 飯館村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第28号 飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第29号 飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第30号 飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第31号 飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第32号 飯館村農の大地活性化推進会議設置条例を廃止する条例
- 日程第30 議案第33号 いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第34号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事請負契約の変更について

- 日程第32 議案第35号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第33 議案第36号 岩部辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第34 議案第37号 道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について
日程第35 議案第38号 既存村営住宅修繕工事請負契約の変更について
日程第36 議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めるについて
日程第37 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第38 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第39 閉会中の継続審査の件
日程第40 閉会中の所管事務調査の件
日程第41 議員派遣の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

村長から送付ありました追加議案は、人事案件3件、その他案件2件の計5件であります。

○ 次に、会期中の特別委員会の活動状況でありますが、予算審査特別委員会が3月9日、10日並びに14日の3日間開催されております。

次に、本日議会運営委員会が日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 飯樋善二郎君、1番 相良 弘君、2番 高野孝一君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第37号は、道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更についてでございます。

○ 平成28年7月11日付で、庄司建設工業株式会社と工事請負契約を結び、工事を進めてきたところでございますが、コンビニエンスストアの経営をまでい館の運営会社が直接運営することに決定したところでございます。それに伴って、村として追加の内装工事、電源供給等の工事を行うことになりましたので、軽微な変更とあわせ、当初の工事請負契約の変更計画を2,676万3,480円を増額する請負契約の変更について、議決を求めるものでございます。なお、変更した後の契約金額は、7億6,656万3,480円であります。

議案第38号は、既存の村営住宅修繕工事請負契約の変更についてでございます。

平成28年6月20日付で、株式会社英工務店と工事請負契約を結び、工事を進めてまいりましたが、現地精査の結果、各工種において数量の増減が生じましたので、第1回変更の工事請負額を426万4,920円減額する請負契約の変更について、議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は、1億7,447万5,080円であります。

議案第39号は、監査委員の選任につき同意を求めるについてでございます。

飯館村二枚橋字本町270番地高橋賢治君を飯館村監査委員として選任したいので、その同意を求めるものであります。

議案第40号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることがあります。

飯館村小宮字沼平7番地2渡邊守男君を飯館村固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、その同意を求めるものであります。

議案第41号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることがあります。飯館村八木沢字下八木沢128番地、山田よし子さんを飯館村固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、その同意を求めるものであります。

以上が、提出しました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時06分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

◎日程第3、議案第6号 平成28年度飯館村一般会計補正予算（第11号）

議長（大谷友孝君） 日程第3、議案第6号、「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） それでは、何点か質疑をしたいと思います。

初めに25ページ、15款財産収入2項財産売払収入の土地売払収入の中で、センター地区土砂売払収入3,313万9,000円が計上されました。説明の中では、これまでに61万3,694立方メートルを単価50円で売却したことありますけれども、単価50円というのは非常に安いのではないかというふうに思っておりますが、初めにこれらの見解についてお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） センター地区の除染の客土用の土取り場での購入単価等の部分でありますが、50円という部分について、まず設定した理由であります。村内の除染を進める中で、そのセンター地区の土取り場以外に24年から、須萱、あとは二枚橋、あと上飯樋から24年から土取りをしていました。それぞれ地権者が二枚橋の方とか、須萱の方、あとは上飯樋の牧野組合ということです。それで、そのときの単価を設定したのが、買い手が大成JVではありますけれども、相場的なものを話しながら、24年度から50円という部分で設定してきたということもありましたので、また村での土地から買うという部分で値上げをして買うという部分もいかなかつたということで、前の経過に合わせるという意味合いで50円の単価に設定してきたということであります。以上であります。

2番（高野孝一君） 前の経過と売却先は大成JVという話がありましたが、この売却期間

というのはどうのように設定しているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 期間については、除染の進捗という部分であります、そのセンター地区の土取り場の部分については、平成26年から土取りをしていただきまして、一応今年度、28年度で終了という形で、3カ年の部分で土取りとしての土砂売買をしてきたということです。以上です。

2番（高野孝一君） 今月いっぱいで終わりということでありますけれども、この地力回復工事、先行5行政区が終わりまして、まだ残りの14行政区、特に上飯樋、基礎が着工に至っていないという中では、今後村としてこの地力回復工事を進めるに当たり、今後村の所有する土地で売却するような計画はあるのかどうか、お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 土取り場の設定ですね、24年のときに区長会等でそれぞれの行政区から良質土があれば提供していただきたいという話で、また除染業者のほうにもぜひともそういうことで区長さんと相談しながら、地区から土をとって、その代金を地区に入れていただければというような話をしてきたところであります。土取りを進める中で、いわゆる碎石法という法律がありまして、特に飯館村の土質については真砂土という質でありますし、その碎石法では真砂土は、必ず届け出、許可をもらわないといけないという法律があるのを後から業者、あとは県のほうからの指導があつてわかったということで、そういう法律関係ですと、あっちもこっちもいかないという状況になつたということで、先ほどの24年度から進めてきた3カ所についても、正直なところ後から申請させていただいて、途中でやめて、あとは緑化を図るというような対応をしてきましたということであります。センター地区のほうはきちんと隣地開発等とりながら、あと碎石法の許可を取りながら進めてきましたので、今後その終わる形を進めていきたいと思っております。

そういう中から、今後村内でまた土が必要であれば、村内から土取りをするという部分では、またハードルがあるということありますので、環境省の発注の状況かというふうに思っておりますが、購入土ということでの対応、設計がなされるものというふうに思っております。以上であります。

2番（高野孝一君） というと、村の部分には今後ないということでおろしいんでしょうか。

それでは、今28年度いっぱいであそこの部分は終わるということあります。現在進入路が舗装になったり、進入路の南側、調整池が整備されておりますけれども、これからあそこの土質を考えると、今のり面に亀裂が入って若干の土砂流出が認められます。今後どのような整地、あるいは保全管理をして返却してもらうのか、考えをお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） あそこの土取りに当たりましては、先ほどお話ししました林地開発という県の許可をもらってやっているということありますので、その林地開発の法律にのつとった返し方という形になるかと思います。その中では、やはりのり面の芝の吹きつけ、あとは道路側のほうですね、部分については緑化の整備とか、あとは山を切り開いたということありますから、先ほどおただしにあった調整池の設置というものが義務づけられておりますので、調整池についてはある程度完了しておりますが、今

後のり面については、芝の吹きつけで終了すると、あと更地にした部分については、規制がないということありますので、今後村として対応せざるを得ないのかなということであります。大成JVさんのほうでは今のところあそこの表面部分ですね、あれについてはあの状態で返却という形になるかというふうに思っております。

あと、中に土水路ですね、それらを引きながら調整池に運ぶという計画もしているところでございます。それは、今後春先になってからの作業ということであります。以上であります。

2番（高野孝一君） そうすると、今のお話では、今後のり面の吹きつけ、あるいはもうもうの整備については、村負担が生じるということなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど申しましたのり面の吹きつけ、あと緑化、調整池の造成、あと土水路については、業者の方にやっていただくような内容で進めているところであります。以上であります。

2番（高野孝一君） わかりました。続きまして、37ページの2款総務費1項総務管理費10の諸費の中に委託料として、防犯巡回パトロール業務3,689万3,000円の大幅な減額となっておりますけれども、これは今委託している業者との入札というか、調整等の大分安くなったということで、それなりに評価するものでありますけれども、これらの協議内容について、ご説明お願いします。

住民課長（細川亨君） ただいまの37ページの見守り隊の業務委託でございますが、これは単なる入札による請差でございまして、3,689万3,000円の減額が出たということであります。

2番（高野孝一君） そういう大きな減額というのは、減額の大きな内容というのは、どのようなことかと伺っています。

住民課長（細川亨君） 当初見積もりいただいた業者の見積もりで、ある程度設計を組んでいたのですが、実際問題、競争になりました見積もった業者には落ちないで、安いところにおりたという結果が全てでございます。以上です。

2番（高野孝一君） 隨契じゃなくて、何社かによる入札ということで、何社でしょうか。

住民課長（細川亨君） 3者による入札がありました。

2番（高野孝一君） 今後、毎月パトロール隊の募集がなされております。たしか当初は、見守り隊を希望する全員が雇っていただけるというような内容でおりましたが、最近は80人を切るような体制でパトロールを行っていると。そうすると、最初八十数名で行っていたものが、結果的に80名を切るというような体制の中で、業務量に差が生じております。そうした中では、人件費として精算するというようなこと自体、さらに減額になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

住民課長（細川亨君） 少なくなるということはありませんで、何とか80人で必ず2人体制でずっと回るということありますので、これから減額の調整ということは、契約というのは出できません。以上です。

2番（高野孝一君） そうすると、私今申し上げましたが、当初85名、86名の体制で契約したわけですよね。毎月募集をかけていると今話でしたけれども、多分80名を切る人数でそ

の業務を担ったということであれば、見方を変えれば、今後じやあ75人でやってもららうか、あるいは70人でやってもらうかというような考えにもなるわけでありますよ。実際、募集かける、募集をしているんだという会社の思いを見せる、そして結果は来ない、人件費が安くなる、会社がもうかる、そういうことでは私としてはいかがなものか、ある程度の入件費については、精算払いみたいになるような形が、29年度は必要じゃないのかなというふうに思っていますが、見解をお伺いいたします。

○ 住民課長（細川 亨君） トーネットに委託しているわけでございますが、全てぴったり人数を確保しておるわけではございませんで、それ以上にプラスアルファーはあるという部分から、不足した部分については補填していると。まだ、どんどん少なくなっていく状況にあっては、募集をかけていきながら、その場その場を乗り切っているという状況でございますので、ご理解お願いいたしたいと思います。

○ 2番（高野孝一君） 40ページ、6款農林水産業費1項農業費の一番下、15節の工事請負費、5,923万5,000円の減額となっております。これは、被災地域農業施設等整備工事、49ページ、済みません、49ページの右下、15節の被災地域農業施設等整備工事5,923万5,000円の減額ですが、これについての説明がなかったものでありますから、具体的な説明をお願いいたします。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 被災地域農業施設等整備工事の5,900万円ほどの減額の部分でありますが、この中に3つの工事が入っておりまして、1つは松塚地内においての花卉栽培、花卉農家の方につくりましたパイプハウスの部分の請差で約1,000万円になっております。あと、また2件目が松坂地内でカスミソウの部分で17棟ほどハウスを建てましたが、ここでも請差として1,000万円ということあります。それで、大きく減額になっている部分が深谷拠点につくっておりますガラス栽培ハウスの部分で、ここで3,900万円の減額ということあります。3,900万円の減額ということですが、当初予算の段階で実はガラスハウスという部分だったものですから、そこにたけている業者がいたということで、当初予算のほうに1億1,400万円ほどの見積もりが上がってきたということで、当初にそこで上げたということあります。ただ、入札の結果、その業者じゃなくて別の業者がとられたということで、3,900万円分の請差が生じたということあります。以上であります。

○ 2番（高野孝一君） 3件の請差ということで、了解いたしました。

○ 次のページの一番上、18節の備品購入費、これも2,773万7,000円の大幅な減額となっておりますので、これについても説明をお願いいたします。

○ 復興対策課長（中川喜昭君） 備品購入の部分でありますが、先ほどの整備工事と附帯している部分でありますが、目的的には3件ほどございます。まず、先ほどの1点目が松塚地内の花卉栽培農家の方の予冷庫を購入しております、その請差で340万円、あと松塚地内の方で、放牧実証ということで機械導入をしておりますが、そこで750万円ほどの請差ということでありますので、大体1,100万円ほどになりますが、あと大きく1,600万円ほどの減額しているのが、先ほどの深谷のガラスハウスの部分に入れる機械であります。実際に購入している部分については、高所作業車ですね、花玉などを手入れすると

きに、そのガラスハウスの中でやるときの高所作業車1台ほどを購入する、あとは土入れ機を購入するということで、今行っておりますが、見積もりの段階で高額的な見積もりが上がってきたということで、1,600万円ほどの請差となったということあります。当初の見方がちょっと悪かったということあります。

2番（高野孝一君） 続いて、53ページ、8款土木費2項道路橋良費の13節委託料、道路維持補修作業業務2,326万8,000円の減額です。実は、今回の除染作業する車両の運行によって、村内の至る所に道路にひび割れ、あるいは穴等々がありますけれども、これも説明がなかったので、どのようにしてこの減額が生じたのか伺います。

建設課長（高橋祐一君） 今おただしの土木費、道路橋良費の委託費ということで、この中では道路維持補修作業業務という形になっています。これは、国の生活環境事業の中で実施している作業でありまして、作業内容としてはまず施設の点検をするということと、それらの草刈り、あとは支障木の伐採というふうな形での採択になっております。金額的には申請額が27年度申請していたものですから、それにある程度単価の割り増しをかけた形で29年度の予算をとっております。そのほかに請差の分で2,300万円の減額が生じたということにはなっています。

それで、今お話のありました道路の損傷箇所ですね、そういうふうに関しては、事業的には道路維持補修作業の中では、それらの道路損傷の成形はできないという制度になっております。その下の生活環境整備業務の253万4,000円という減額がありますが、この中で道路のパッチング等の作業をしているという状況でありまして、29年度以降考えていかなくてはいけないということで、先ほどあった除染のほうでの道路の損傷はかなりすごいと、それは十分承知しております。そういう意味で、29年度にそれらのある程度路面調査をいたしまして、その路面調査の結果を踏まえて新たに全面的なオーバーレイの事業を申請したいというふうなことで、考えております。除染のほうも28年度に関しては、かなり動いていた部分もありまして、29年度からはかなり少なくなってくるということもありますので、その辺は29年度から検討していくかといふうに思っています。

2番（高野孝一君） その草刈り業務なんですが、村道の草刈り業務、これは大変きれいにやっていただいているというふうに認識しております。それ以外の県道、国道の草刈り業務が非常に対応が悪いというふうに思っております。特に国道399号線は、見通しがきかないような状況になっておりますけれども、これは村の予算だということで重々承知していますが、村全体としての道路整備の中で、国、県に要望するだけでなく、前進するような形で、どのような対応をされるのか、お伺いいたします。

建設課長（高橋祐一君） 県道、国道関係の道路の草刈りということありますが、ご存じのとおり、県のほうでの管理業務ということで、村のほうでも幾度となく要望しながらやってきてもらっているところではありますが、何分県の予算の枠の中でというふうな回答が多くて、今回河川の草刈りに関しても同じようなことがありまして、河川の草刈りに関しては、村で申請を出して実施していくというふうな方向に進んでいきました。

国、県道に関しましても、これから県と協議をしながら、県ができるだけ丁寧な草刈り

をやってもらうというのが条件であります、もし県のほうで対応できないと、限度があるということになれば、いろいろ協議をしていきたいというふうに思っています。

○ 2番（高野孝一君） わかりました。続いて、63ページ、10款教育費5項社会教育費の飯館村公民館費の中の15節工事請負費172万8,000円、内容については、交流センター自動ドア交換工事についてであります。12月の補正予算で計上されておりました。あのときに今後業者と協議をして、少しでも多く負担をしていただく、あるいは村の負担がなくなるようにというような答弁でありますけれども、どのような合意のもとにそのようになったのかと、その工事の経過と結果について、お伺いいたします。

○ 生涯学習課長（藤井一彦君） 今おただしのありました交流センターの自動ドアの交換工事でございますけれども、12月議会で高野議員から初期不良ではないかということで、費用も村ではなく業者の方にも求めるべきだというご意見をいただきました。村といたましても、ご意見をきちっと伝えようということで、本来なら村長と業者の話し合いの機会を設けるということも考えておりましたけれども、業者のそれなりの方々が1回打ち合わせに参りまして、そこの場で全額業者の方で負担をするというご回答をいただいたところでございます。その後、工事については2月21日までに工事を終えておりまして、今きれいに直っているところでございます。以上です。

○ 2番（高野孝一君） 終わります。

○ 5番（北原 経君） それでは、おはようございます。

○ それでは、3点ほどお聞かせください。

○ 51ページの15の工事請負費、農地等の災害復旧工事でございますけれども、これについての内容をちょっとお聞かせください。

○ 建設課長（高橋祐一君） これにつきましては、27年度の災害復旧工事ということで、当初予算から計上しているものであります。当初、いろいろな補助事業関係、災害復旧事業関係を模索していたわけですが、当初そういう補助がなかなか該当しなかったということで、単費の部分で計上していました。その後、復興庁、農水省関係との打ち合わせの結果、加速化交付金と生活環境整備という形での国の交付金なり、補助をもらいながら、できるようになってきましたので、その段階で新たにこの金額はおろさなかったんですが、新たな予算計上をしまして、そちらの方で災害復旧の方を進めてきたという形で、今回7,000万円が残ってしまったという形になっております。

○ 5番（北原 経君） 災害の復旧がなかなか進まないという状況でありますけれども、そうしますと、予算の組みかえというかそういう形で29年度に新たにまた継続してやっていくことに対しての、これがいわゆる減額になってしまったということなんですか、もう一度。

○ 建設課長（高橋祐一君） 基本的には28年度の段階で、直せるもの、採択できるものについては予算を計上してやっております。ただ、まだ残っている部分があるものですから、その分に関しては29年度の予算で全てを復旧していきたいということで、計上されております。

5番（北原 経君） わかりました。

それでは、53ページの19の負担金補助金及び交付金につきまして、企業立地支援事業補助金に関するもので、この5,000万円ですか、その内容をちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 19補助金の企業立地支援事業補助金5,000万円の減額でございますが、28年度当初に菊池製作所さんで工事を増築するということで、計画的には1階を食堂にして2階を工場という形での考えがあるということで、28年2月の企業立地審議会のほうでそういう状況の内容で、了解をしていただきながら、28年度に予算を計上してきたということでございます。

それで、28年度中に申請等上がってくるものというふうに思っておりましたが、若干規模の見直し等が出てしまったということあります。あとは、国の補助が4分の3で財政的な部分ですか、それらを考えておったんですが、審査を受ける中で2分の1の補助になってしまってきているということで、会社として再度見直しを図りたいということで、先月の企業立地審議会のほうでもその部分で取り下げるという形で、お話をしたところでございます。その結果に基づいて、今回減額をさせていただくということあります。

それで、菊池製作所さんの考え方としては、規模を縮小しながらもその1階を食堂、2階を工場的なものという部分では計画していきたいと、再度国のほうとも協議するという話も聞いておりますので、その内容を村として精査しながら、また企業立地審議会にかけていきながら、29年度事業としても考えていきたいという状況でございます。以上であります。

5番（北原 経君） それで、28年度では取り消しというか、減額というか、外しましたけれども、会社としては29年度に再度見直しして、頑張っていくというようなそういう考え方をきちっと村として聞いておるわけです。

復興対策課長（中川喜昭君） そのとおりでございまして、やはり財政的な部分もあるようありますので、若干規模を縮小してやっていきたいということで、29年度にそれらの工事をしていきたいということでの話は受けておりますので、それについても受付をしながら、あと中身を精査しながら、進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

5番（北原 経君） 震災後、避難しないで頑張っていただいた会社ですので、やはり村の雇用も考える中では、飯館村としては必要な会社ですので、極力こういった助成等は使っていただいて、雇用を広げていただいて、長くほかに会社が移転することなく、いていただくような形で進めるように進めてください。

それでは、55ページの工事請負4,675万7,000円のこの大谷地住宅の解体等ですか、それに関してちょっとお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 土木費の住宅建築費の工事請負費ということで、トータルで4,657万7,000円の減額ということで、これにつきましては解体工事、説明のところに書いてあるとおりであります。当初村のほうで解体を進めていくというふうな計画でおりましたが、環境省の中で解体ができるという部分があったものですから、解体の件数を減ら

したという、（「ちょっと聞こえない」の声あり）済みません。

解体工事でありまして、当初村のほうで既存の住宅解体を計画しておりましたが、環境省の解体のほうで対応してもらうという協議を進めた上で、検討してきた結果、この4,657万7,000円の減額ということになっております。

7番（伊東 利君）二、三点確認させていただきます。

45ページです。負担金補助及び交付金で、予算委員会の中でもちょっと議論させていただきましたけれども、双葉厚生准看護学院の負担金でありまして、188万7,000円は工事による負担増だとお聞きしましたけれども、この内容についてもう一度お聞かせください。

○ 総務課長（愛澤伸一君）こちらの公立の双葉准看護学院でございますが、双葉地方にありました施設を、現在南相馬市の中に施設を建設中でございます。こちらの施設につきましては、いわゆる准看護師の育成ということで、どちらに整備するかということでいろいろ綱引きがあったようでございます。その中で、相馬地方として人材育成のために相馬管内のほうにこの施設をぜひとも誘致したいということで、管内の市町村で建設費についても一部負担をしながら、誘致を進めるということの経過の中で、村の負担分については5%という数字が示されて、今般工事費が固まったということで、追加の工事費の5%、188万7,000円が増額となったということでありまして、今回補正をお願いするものでございます。

7番（伊東 利君）予算書を見ましたらば、運営費に5%、292万4,000円と当初計画であります。今後も運営費は28年度から始まつたんですか。

○ 総務課長（愛澤伸一君）完成後の運営費ということで、一部負担をしてございます。なお、29年度につきましても、同じく5%の負担割合ということで予算をお願いしているところでございます。

○ 7番（伊東 利君）私は悪いと言っているんではないんだけれども、運営費はずっと継続するんでしょうけれども、この工事費は今後いろいろな施設の状況が働いて、こういう負担率合のもとに負担しなくてはならないということになっていくんでしょうか。

○ 総務課長（愛澤伸一君）こちら相馬の市町村会の中で決まってくるというふうに思われますが、今後の負担割合については、現在のところ示されておりませんけれども、現在5%で済んでいるということであれば、今後も同程度の負担割合が生じてくるのではないかと、現在の推測でありますけれども、そんな考えでございます。

7番（伊東 利君）次に、その下にあります工事請負費で446万6,000円の減額、大火火葬場解体工事ということになっています。減額でありますので、工事はやっていないということと理解すればよろしいんでしょうか。

○ 住民課長（細川 亨君）そのとおりでございまして、大火火葬場解体工事については、まだ実施しておりません。次年度公共施設解体工事で実施していきたいということで、今回、環境省の事業でこの公共施設解体工事をやっていくということで、今回計画とさせていただいております。

7番（伊東 利君）わかりました。環境省でやるということでは、いいことなんですか

も、時期的にはいつになるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現在、この葬儀所も含めまして、村の各施設の老朽化した施設につきまして、環境省のほうと解体の要望を上げているところでございます。中学校の周辺施設につきましては、新しい学校をつくるということで、優先的に進めていただきましてけれども、基本的には民間工事を優先するというお話をいただいておりますので、民間の工事が終了し次第、順次村の施設についても解体を進めていただけるということで、考えてございます。

7番（伊東 利君） 次に、47ページであります。委託料の内部被ばく検査500万円の減額であります。この減額は、どういう状況なのか、受ける人がいないのか、どうなのかわかりませんけれども、この減額について説明してください。

健康福祉課長（但野正行君） 放射線関係の内部被ばく検査のご質問でございますけれども、年々、内部被ばく検査については受診者減っております。500万円の減ということです、当初目標は立てたものの、なかなか受診者がふえないということでの実績の減ということでございます。

7番（伊東 利君） これも予算額、予算書見ますと595万2,000円だったようですから、90万円くらいの利用ということですと、これは何の検査をされたということなんでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午前10時57分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開します。

（午前10時57分）

健康福祉課長（但野正行君） 内部被ばく検査については、単価が3,100円でございまして、300人分予算化しておりましたが、実数として239人分ということになってございます。以上でございます。（「61人」の声あり） 61人分を見込んでおりまして、そのほかの分500万円の減額ということになってございます。失礼いたしました。

7番（伊東 利君） みんな余り心配しなくなつたんだと思うんですけれども、今後についてですけれども、年々減ってきてる状況にあります。今度どんどん帰村されて来る方々も多くなって、さらに受けるもののは少なくなるんだと思いますが、やはり安全・安心を担保するということで設置した施設、機械でありますから、今後どのような受け入れ体制、広報活動含めてする予定でしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 今度避難解除になりますから、実際村民の方々は、村で生活される方もいらっしゃるということで、村での生活の中でどのぐらい被ばくするかという部分についても、大変重要な検査であるというふうに考えております。

一方では、Dシャトルの外部被ばく検査の検査機をお貸ししながらということがありますけれども、食べ物というか日常生活の食生活に関しての検査を確認していくという部分では、内部被ばく検査をもっともっと住民に周知をして、受診率を上げていかなくちゃいけないというふうに考えてございます。

○ 7番（伊東 利君） ゼひそのような方向づけをしていただきたいと思います。その下に、浄化槽整備事業補助金がございまして、計画では60基ということで予算措置されたと思いますけれども、1,246万3,000円と単独補助金150万円減額計上されておりますが、実績はどのような状況なんでしょうか。

○ 住民課長（細川 亨君） 浄化槽の補助金の減額が1,246万3,000円という部分でございます。当初予算については、7人槽の浄化槽を60基、補正を組んで80基ということで見ておりましたが、5人槽を入れる方々が約半分おりまして、その他新築住宅の方々でますます補助金が減るという状況になったものですから、今回1,246万3,000円の減額になったということです。以上です。

○ 7番（伊東 利君） 新築どんどんふえているわけなんだけれども、今言われる5人槽というのは、県の補助金の対象にはならないということでよろしいでしょうか。

○ 住民課長（細川 亨君） 5人槽も国県支出金の対象になります。ただ、7人槽から5人槽になりますと、大分補助金が半分に下がってしまうという現状がありまして、また新築家屋については、県補助金がついてこないという状況もございます。今実績はもう出ようとしておりますが、5人槽は33基と、7人槽が46基、10人槽が1基で合計80基というふうな実績になる見込みですので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○ 7番（伊東 利君） ということは、この基数というか、個数は80個なんだけれども、5人槽が多くなって、この補助金が減額するという状況だということで理解すればいいんですね。

○ 次に、もう1点だけ伺います。59ページ、スクールバス運行業務で1,000万円ほど減額されていますけれども、この実態についてお知らせください。

○ 教育課長（村山宏行君） スクールバス運行業務委託料の減額でございますが、こちらについては主にさくら交通に委託している分の減額であります。内容につきましては、今さくら交通帰りの中学生のバスとか、そういったところで利用していたわけなんですが、なるべく村のバスを使うということ、それから効率的台数ですね、運用に努めまして、このぐらい減額になるということでございます。

○ 7番（伊東 利君） わかりました。朝は平常で、帰りのバスだけがバスの台数を減らしたという、この契約の中の1,000万円が減額になったと、このように理解していいですね。

○ 教育課長（村山宏行君） 朝も台数、当初の見込みよりも児童生徒数減ったものですから、減らしております。朝で1台、当初の計画からは減っております。それから、夕方の分についても先ほど申し上げましたとおり、効率的運用、それから児童数、当初の見込みよりも要求よりも減りましたので、その辺で台数を減らしているということでございます。（「終わります」の声あり）

○ 健康福祉課長（但野正行君） 失礼いたしました。先ほど内部被ばく検査の業務の人数についてご質問ございました。訂正させていただきます。

○ 当初1,920人分を見込んでおりまして、595万2,000円の予算でございました。現在239人受診されまして、300人分これから、239人分の受診者とあと少し余裕分を見て300人分を見てございます。残りの500万円を減額させていただいたということになってございます。

失礼いたします。

議長（大谷友孝君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから議案第6号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第11号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、議案第6号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第11号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第7号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議長（大谷友孝君）日程第4、議案第7号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから議案第7号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。よって、議案第7号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第8号 平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（大谷友孝君）日程第5、議案第8号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）討論なしと認めます。

これから議案第8号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第9号 平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第9号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第10号 平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）

議長（大谷友孝君） 日程第7、議案第10号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号「平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第11号 平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第11号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9、議案第12号 平成29年度飯館村一般会計予算

日程第10、議案第13号 平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算

日程第11、議案第14号 平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算

日程第12、議案第15号 平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算

日程第13、議案第16号 平成29年度飯館村介護保険特別会計予算

日程第14、議案第17号 平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算

議長（大谷友孝君） 次に、予算審査特別委員会に付託しておきました日程第9、議案第12号「平成29年度飯館村一般会計予算」、日程第10、議案第13号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、日程第11、議案第14号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、日程第12、議案第15号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第13、議案第16号「平成29年度飯館村介護保険特別会計予算」、日程第14、議案第17号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（飯樋善二郎君） 今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第12号「平成29年度飯館村一般会計予算」外特別会計予算5議案の計6議案について、提出された予算書に基づき、3月9日、10日と14日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、初めに各担当課長等より事務事業及び予算の内容についてそれぞれ説明を受けました。その後、平成29年度各会計の予算書並びに予算説明資料、一般会計、各特別会計当初予算の概要書等の資料をもとに事業執行に対する基本方針等については、村長を初め各担当課長等にただしました。

審査の観点は、原発事故によって全村避難から6年が経過し、さらに今月末日には、帰還困難区域である長泥行政区を除く村全域の避難指示解除がなされる予定の中にあって、1つには帰村後の村民が安心・安全な生活環境が確保できるような事業内容なのか、2つには各種事業が村民一人一人に寄り添った事業として計画されているのか。3つには、帰村した村民はもとより、避難が続く村民の福祉向上のため、今後とも継続した健康管理対策を初め、衣食住など住民生活を守る事業内容となっているのか等について審査を

いたしました。

質疑の多くは避難指示解除後、そして帰村後のなりわいを含めた村民の生活支援対策と、引き続き避難継続を余儀なくされる村民が安心して安全な生活を送ることができるか、そして確実な除染の完了並びに復興計画に基づく事業の効果など、各種の事業計画内容が村民の生活環境や実態、要望に沿った事業及び予算になっているかなど、多岐にわたり多くの質疑と確認がなされました。

特に、平成29年度の一般会計予算は、本村有史以来、初の超大型予算かつ多種多様な事務事業となっております。予算執行に当たっては、村長を初め職員の皆様には、大変なご苦労が待ち受けるものと推察するものであります。職員不足という現状の中にあるとはいえ、執務体制を十分に整えられ、健康管理を十分にしていただき、職務に全力で取り組まれることを望むものであります。

事業につきましては、学校等再開整備、スポーツ公園整備事業、村内拠点の整備事業を始めとした復興計画重点事業予算が一般会計全体の約87%を占めているものの、避難指示解除そして村民の帰村と、村での生活再開後の暮らしの青写真を村民に示すには、なお村行政執行部の努力を要するものも散見されました。

さらに、事業執行に当たっては、村民の意見や議会等での議論を軽んずることなく、相互の信頼関係を醸成しながら、適切かつ確実に執行されることを望むものであります。

結論として、各会計とも避難先でも帰村しても安全で安心な村民生活環境の構築、そして、心のケアなど、健康維持増進を優先とした事業などが数多く組まれてはいますが、予算執行段階において、より村民一人一人に寄り添った事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の結果を踏まえ採決を行った結果、議案第12号「平成29年度飯館村一般会計予算」、議案第13号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「平成29年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第17号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」の6議案について、本委員会は採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定したので、飯館村議会会議規則第77条の規定によって報告します。

なお、委員会の審議及び詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻、会議録により確認くださるようお願い申し上げます。審査の結果のみご報告いたします。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第12号から議案第17号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号「平成29年度飯館村一般会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「平成29年度飯館村一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第13号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「平成29年度飯館村国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「平成29年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「平成29年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第16号「平成29年度飯館村介護保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「平成29年度飯館村介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第17号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「平成29年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ ◎日程第15、議案第18号 いいたて村の道の駅までい館設置条例

議長（大谷友孝君） 日程第15、議案第18号「いいたて村の道の駅までい館設置条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号「いいたて村の道の駅までい館設置条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「いいたて村の道の駅までい館設置条例」は原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第16、議案第19号 飯館村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例

議長（大谷友孝君） 日程第16、議案第19号「飯館村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号「飯館村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「飯館村教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例」は原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第17、議案第20号 飯館村いじめ防止等に関する条例

議長（大谷友孝君） 日程第17、議案第20号「飯館村いじめ防止等に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号「飯館村いじめ防止等に関する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「飯館村いじめ防止等に関する条例」は原案のとおり可決されました。（）

◎日程第18、議案第21号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第18、議案第21号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。（）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第19、議案第22号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 議長（大谷友孝君） 日程第20、議案第23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第24号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○ 議長（大谷友孝君） 日程第21、議案第24号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第25号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第22、議案第25号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を採決します。（ ）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「飯館村税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第26号 飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第23、議案第26号「飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（ ）

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号「飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「飯館村奨学金貸付条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第27号 飯館村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第24、議案第27号「飯館村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号「飯館村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「飯館村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第25、議案第28号 飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第25、議案第28号「飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号「飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「飯館村農林漁業体験実習館設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

○ ◎日程第26、議案第29号 飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第26、議案第29号「飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号「飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「飯館村地域資源活用総合交流施設設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第30号 飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第27、議案第30号「飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号「飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号「飯館村健康増進交流施設設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第31号 飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第28、議案第31号「飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号「飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号「飯館村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第32号 飯館村農の大地活性化推進会議設置条例を廃止する条例

議長（大谷友孝君） 日程第29、議案第32号「飯館村農の大地活性化推進会議設置条例を廃止する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号「飯館村農の大地活性化推進会議設置条例を廃止する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「飯館村農の大地活性化推進会議設置条例を廃止する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第30、議案第33号 いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定について

議長（大谷友孝君） 日程第30、議案第33号「いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号「いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「いいたて村の道の駅までい館の指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第31、議案第34号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第31、議案第34号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事請負契約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事請負契約の変更について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「被災地域農業復興総合支援事業基幹事業農業用施設等整備工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第32、議案第35号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第32、議案第35号「佐須辺地に係る総合整備計画の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号「佐須辺地に係る総合整備計画の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号「佐須辺地に係る総合整備計画の変更について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第33、議案第36号 岩部辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第33、議案第36号「岩部辺地に係る総合整備計画の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号「岩部辺地に係る総合整備計画の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号「岩部辺地に係る総合整備計画の変更について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第34、議案第37号 道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第34、議案第37号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号「道の駅「までい館」建設工事請負契約の変更について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第35、議案第38号 既存村営住宅修繕工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第35、議案第38号「既存村営住宅修繕工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号「既存村営住宅修繕工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号「既存村営住宅修繕工事請負契約の変更について」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第36、議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

議長（大谷友孝君） 日程第36、議案第39号「監査委員の選任につき同意を求めるについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから、議案第39号「監査委員の選任につき同意を求めるについて」の件を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号「監査委員の選任につき同意を求めるについて」の件は同意することに決定しました。（）

◎日程第37、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議長（大谷友孝君） 日程第37、議案第40号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから、議案第40号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。（）

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」は同意することに決定しました。

◎日程第38、議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議長（大谷友孝君） 日程第38、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」

ついて」を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」は同意することに決定しました。

◎日程第39、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第39、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第40、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第40、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、村有財産の管理状況及び今後の利用計画について、産業厚生常任委員会から、帰村後の村民の足の確保並びに生活必需品等の確保について、それぞれ調査の申し出があります。次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から帰村後の村民生活環境整備等のための調査について、合同調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第41 議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第41、議員派遣の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成29年第2回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月16日

飯 館 村 議 会 議 長 大 石 政 芳

同 会議録署名議員 飯 稔 善 = 実

同 会議録署名議員 相 良 弘

同 会議録署名議員 高 野 寿 一